

一般廃棄物処理施設
新型インフルエンザ発生時

事業継続計画

〇〇〇維持管理事業所

令和 3 年 1 月 日 改訂

新型インフルエンザ発生時 BCP 改定に当たって

新型インフルエンザがパンデックを引き起こし、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念され、2009 年 3 月に環境省より「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」が作成された。併せて、経済産業省中小企業庁より「新型インフルエンザ対策のための中小企業 BCP 策定指針」が示された。

廃棄物の処理業（収集・運搬、処分等）その他の廃棄物処理に係る事業は、「国民生活・国民経済の安定不可欠な業務を行う事業として位置づけられており、十分に感染予防策を講じつつ、事業を継続することが求められている。これらを受けて、環維協版の「焼却施設新型インフルエンザ発生時 BCP」を 2016 年 3 月に作成した。しかし、2020 年に新型コロナウイルス感染症が全世界で爆発的に流行し、我が国においても 2020 年 12 月末現在でも感染拡大が続いている状況である。このため、環維協版の「一般廃棄物処理施設新型コロナウイルス感染症発症時 BCP」を作成したので、これらの知見を踏まえ、「新型インフルエンザ発生時 BCP」の改定を行うこととした。

1. BCP 基本方針の立案

経営責任者は、BCP の策定に当たって、初めに「何のために BCP を策定するのか」、「BCP を策定・運用することにどのような意味合いがあるのか」を検討し、BCP の基本方針を立案する。基本方針を決定するにあたっては

- 新型インフルエンザの流行時にあっても、事業（維持管理事業所）を継続する前提として従業員や家族への感染を防止し、その生命を守ることと健康の維持を図ることに配慮すべきである
- また、自社従業員の感染を防止するだけでなく、客先や来訪者への感染拡大を防ぐことも重要である

2. BCP 策定・運用体制の確立

基本方針を立案後、BCP の策定・運用を推進する体制を決めるが、この時に実施することは下記のとおり。

- 経営者自らが率先して BCP の策定・運用に当たる
- 事業規模や業務の分担に応じて、策定・運用への参画者の人選をする
- 客先や協力企業との意見交換やすり合わせを行う
- BCP を策定し、運用に取り組んでいることを全ての従業員に周知する
- 新型インフルエンザの場合、就業規則・労働安全衛生にもかかわるため、人事労務部門や産業医の協力が必要となる

3. 継続すべき事業と継続レベルの決定

新型インフルエンザが発生した場合に備え、① 継続すべき中核事業の特定
② 重要業務の把握、③ ボトルネック資源の洗い出しが必要である。

また、事業の継続レベルは、新型インフルエンザの発生段階ごとに設定する。

参考として感染症の発生段階に応じた事業継続計画の体系を図 1 に示す。

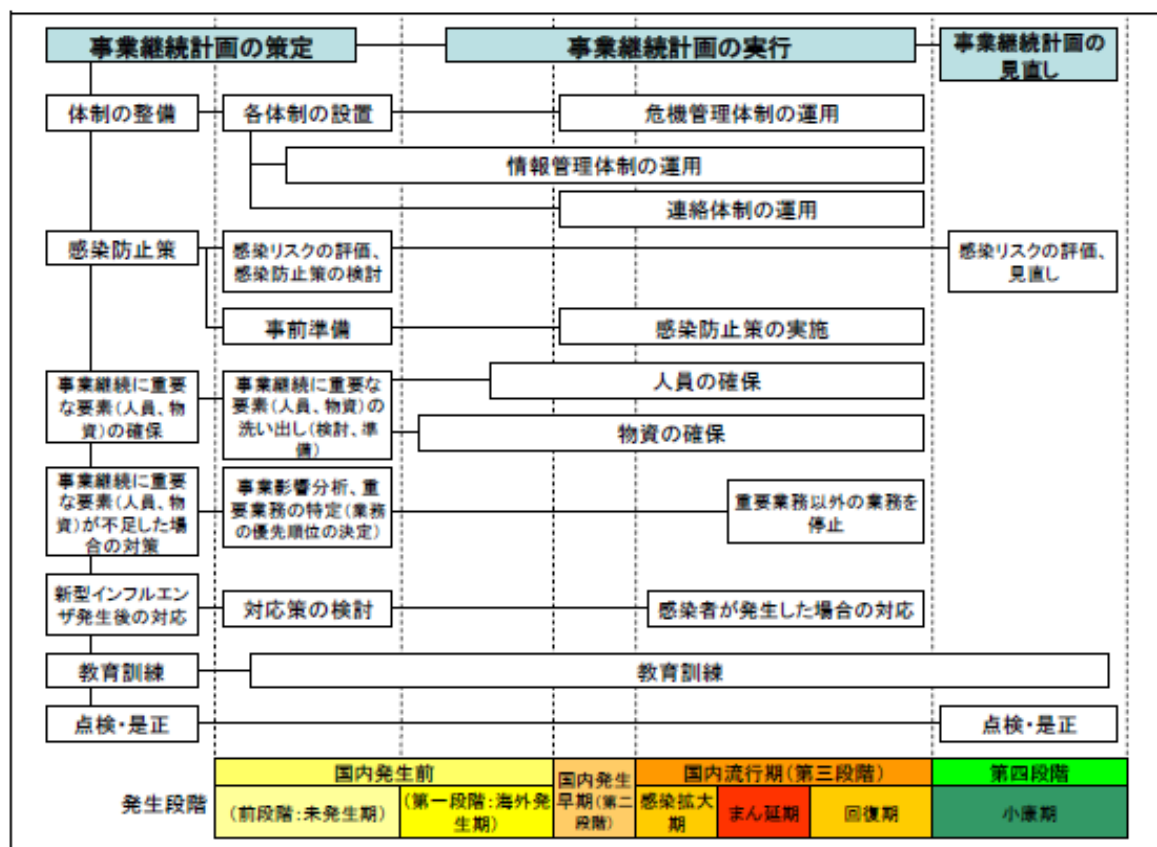


図1 事業継続計画の体系（例）

4. 中核事業が受ける被害の評価

特定した中核事業が、「新型インフルエンザによりどの程度影響を受けるのか」を評価する。このためにはボトルネック資源が、どの程度の影響を受け、中核事業の継続にどの程度の支障を来すのかを把握する必要がある。特に、感染拡大期などでは、出勤困難になる従業員が増えてくる恐れがあり「人」の確保が困難となる。但し、大規模自然災害と異なり、建物、設備などの物的資源における被害はなく、ライフラインも維持されていると想定される。

5. BCPの準備、事前対策の検討

ボトルネック資源を新型インフルエンザ発生時に確保するための代替策および「中核事業に与える影響を小さくするための事前対策を検討する。

優先的に実施すべき対策は

- 新型インフルエンザの場合は、自然災害と違い、建物、設備などの被害がないため、事業継続の対策として最も重要なのは、必要な要員の確保である
- 事業所での感染者が発生した場合、感染拡大防止の観点より、他の事業所からの代替要員を確保することは難しいため、操業レベルの調整を含めた中核事業継続のための最低人数による班構成とし、自宅待機者を確保する
- 運転員の残業や早出にて業務をつなぐ等、臨機応変の対応を検討する
- クロストレーニングの実施（運転・保守整備等の多能工化トレーニング）

6. 事前対策の検討・実施

事前対策について

- 新型インフルエンザの発生時に、従業員への感染を防ぎ、事業を継続するために、ソフト面、ハード面での事前対策（ソフトウェア対策、ハードウェア対策）の実施が必要となる。

ソフトウェア対策 □ 感染防止のルール作りなど

ハードウェア対策 □ 感染防止のための物品備蓄など

- こうした対策のうち、特に重要なものが感染防止のルール作りである。感染防止のルールについては、発生段階ごとにどのようなことを行うのかを検討・決定することで、より有効的なものとなる。

【発生段階ごとの感染防止のルールの例】

発生段階		前段階～ 第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
事業所内における 感染防止対策	■ 感染防止策の強化				
	・手洗いの強化				
	・通勤方法の変更				感染状況 に応じ、対 策を実施
	・従業員の接触を減らす				
	・外出や対面の会議を避ける				
	・来訪者管理の実施				
	■ 必要な備品の調達				
	■ 従業員の健康管理の強化				
	■ 必要な備蓄の再調達				

出所：新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議「新型インフルエンザ対策ガイドライン
参考 1 新型インフルエンザ発生時の社会経済状況の想定（一つの例）」（2009 年 2 月 17 日）を基に作成

- 感染防止策を検討に当たっては、不特定多数の者との接触の可能性などの感染リスクを評価し、そのリスクに応じた対策を、あらかじめ検討しておく必要がある。感染リスクの評価においては、受入業務、運転維持管理業務、着替え及び休憩等の廃棄物処理作業現場でのリスク以外に、事務所内でのリスクもその対象とするほか、従業員の家庭生活や通勤等におけるリスクも含めて評価することが望ましい。また、感染リスクの評価結果を適宜見直し、必要に応じて感染防止策も見直すことが重要である。

また、感染防止策を円滑に実施するため、対策実施時の役割分担についても事前に検討しておくことが重要である。

- 感染防止策には専門的な知識も必要なため、医療機関や保健所、都道府県の産業推進保健センターなどから助言を受けることを検討する。
- 客先（自治体）との連携が必要であり、客先の処理計画や BCP を確認しておくこと。

7. その他（廃棄物処理における感染予防対策）

新型インフルエンザが発生した際には、主に医療機関や検査機関等からは、新型インフルエンザの診断、治療及び検査等に使用された医療器材等が感染性廃棄物として排出され、新型インフルエンザの感染者がいる一般家庭、事業所及び軽症者向けの宿泊療養施設からは、新型インフルエンザ感染者の呼吸器系分泌物（鼻水、痰等）が付着したティッシュや使用済みのマスク等が一般廃棄物又は産業廃棄物として排出される。

新型インフルエンザの一般的な感染経路が飛沫感染及び接触感染であって、新型インフルエンザに係る廃棄物の処理を行う場合でも、通常のインフルエンザに係る廃棄物の処理と同様の方法により処理することが可能であり、廃棄物処理作業時の対策や特定の排出源からの廃棄物の処理における対策を講じることにより、作業員が新型インフルエンザウイルスに触れることなく処分すれば、作業員への感染を防止することができる。

廃棄物処理業者等における感染防止策の具体例

	感染防止策（例）
①処理作業等及び事務作業における共通の対策	・ 新しい生活様式の実践 ・ 体調管理（十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとり、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つ）及び定期的な体温測定等による体調把握 ・ 出勤前の体温測定※ ・ ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の回避（時差出勤、自転車通勤、在宅勤務等） ・ 他人と共用する物品や複数の人が頻回に触れる箇所への消毒の実施（個々の従業員が占有することが可能な器具は、共有を避ける） ・ 通勤時のマスクの着用 ・ 人混みや繁華街への不要不急な外出の自重 ・ 帰宅時の手洗い、うがいの徹底 ・ ローテーション制（例えば二交代制等）の導入 ・ シフト制の導入や休憩時間をずらす等により、更衣室や休憩室等での密集を避ける
②処理作業等における対策	《作業前》 ・ 朝礼や着替えの時等に他の人と十分な距離を取ることや、こまめに更衣室の窓やドアを開け換気するなど、3つの密を避ける ・ 手袋、マスク、ゴーグル、その他の個人防護具の適切な着用 ・ 肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用 《作業中》 ・ 素手で廃棄物に触らない、手袋の脱着時に素手で手袋の外表面や顔に触れない ・ 選別ライン等での対面での作業を避ける ・ こまめに手洗いや手指消毒等をする ・ 作業車の窓を解放し、換気する ・ 休憩時は、屋内・車内の場合は窓を開け、換気をするとともに、他の人と十分な距

	離を取り、マスクなしでの近距離での会話等は控える - 産業廃棄物処理業者においては、電子マニフェストの使用等により、紙マニフェスト等の書類の受渡しや荷物の積卸しの際の人との直接的な接触の機会をできるだけ減らす 《作業後》 - 運搬車両や施設等で手や防護服等が触れた箇所の清掃及び0.05%次亜塩素酸ナトリウムや70%濃度のアルコールを用いた消毒の実施 - 作業車については、運転席やハンドル、シート、ドアノブ、手すり、操作ボタン等を重点的に消毒 - 使用した手袋・ゴーグルをしっかりと消毒・洗浄 - スマートフォン、タブレット等の消毒 - 作業終了後の手洗いの徹底 - 作業着を脱いだり防護具を外したりするときは、外面に触れないよう裏返しながらい、脱いだ作業着は洗濯する - 着替え・シャワー等の際には、他の人と十分な距離を取る 《その他》 - ローテーション（例えば二交代制）を組むなど、可能な範囲で作業員の同時感染を防ぐ工夫をする
③事務作業における対策	- 接客や窓口業務等では、対人距離を保持するほか、マスク等の个人防护具の使用、手洗い及び手指消毒を実施（訪問者に対しても必要と思われる感染防止策を実施） - 訪問者の立入（場所、人数等）を制限 - 訪問者の氏名・住所の把握 - 従業員及び訪問者の出入口を限定し、事務所入室前の体温測定の実施（発熱がある場合、入室を禁止）、手指消毒用アルコール等の設置と消毒励行の旨の掲示 - 事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施 - 訪問スペースへの消毒や手洗いの場所を設置 - 窓口等でのガラスやプラスチック等の仕切りの設置 - 出張や会議の削減（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用） - やむを得ず外勤や出張する場合は、外勤・出張先の面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録 - 在宅勤務（テレワーク）の実施

※ 体温測定により新型コロナウイルスが疑われる症状（発熱、咳、全身倦怠感等）がある場合は出勤しない等の対応をとることが重要である。

※上記感染防止対策(例)は環境省作成「廃棄物処理施設業における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」より引用。

BCP（事業計画）目次構成

目次	様式類		頁
1. 基本方針	様式 0 2	BCPの基本方針	8
2. BCPの 運用体制	様式 0 3	BCPの策定・運用体制	9
	様式 0 4	新型インフルエンザ対策携帯カード	10
	様式 0 5	JEMA（環境衛生施設維持管理業協会）との連携によるBCPの策定・運用体制	11
3. 中核事業と 復旧目標	様式 0 6-1	中核事業に係る情報（焼却）	12
	様式 0 6-2	中核事業に係る情報（し尿）	13
	様式 0 7	中核事業影響度評価フォーム 一般廃棄物処理	14
4. 新型インフルエンザ発生時におけるBCP発動			
(1) 発動フロー	新型インフルエンザ発生時におけるBCP発動		15
(2) 情報連絡	様式 1 2-1	従業員連絡先リスト【従業員一覧】	16
	様式 1 2-2	従業員連絡先リスト【従業員個別用】	17
	様式 1 2-3	従業員連絡先リスト【基本情報整理用】	18
	様式 1 5	主要顧客情報（一般廃棄物処理）	19
(3) 資源	様式 1 6-3	中核事業（一般廃棄物処理）に係るボトルネック資源【その他の器具類】	20
	様式 1 7-1	中核事業（一般廃棄物処理）に必要な供給品目情報	21
	様式 1 9	感染症対応用具チェックリスト【用具記入用】	22

※：様式類の欄に組み込む様式や資料等および頁を記入してください。

BCPの基本方針

当維持管理事業所において新型インフルエンザ発生時のBCP（事業継続計画）を策定・運用する目的とともに、当維持管理事業所の特性を踏まえ、事業継続を図る上での要点は以下のとおりである。

1. BCPの基本方針

- 1) 従業員や家族への感染を防止し、その生命を守ることと健康の維持を図ること最優先とし、そのうえで必要な要員を確保し事業を継続する。
- 2) 自社従業員の感染を防止するだけでなく、客先や来訪者への感染拡大を防ぐ。
- 3) 事業の継続（操業の継続）レベルは、新型インフルエンザの発生段階ごとに設定し、客先（自治体）と十分に協議する。
- 4) BCPの発動基準を明確にする。

2. BCP策定・運用の目的：

事業継続を脅かす重大なリスク（新型インフルエンザの発生）に遭遇し、操業度の極端な低下が生じても、許容され得る期間内に操業度を復旧させ、雇用を守るとともに、地域の環境衛生を守ることが、BCPの策定・運用の目的である。

3. 新型インフルエンザの発生時に事業継続を図る上での要点：

自治体・収集業者・処理業者が三位一体となり、新型インフルエンザの発生時においても、地域の廃棄物を適正に処理するという観点で、下記要点を踏まえた事業継続を計画する。

1) 廃棄物処理（ごみ・汚泥）の優先順位・処理方法

避難場所のごみ、家庭ごみ、事業系ごみ（事務所、販売店等）など廃棄物処理の優先順位を自治体と事前に策定する。また、新型インフルエンザが懸念されるごみについては処理方法等についても自治体と事前に検討し策定する。

2) 初動対応（初動計画）

重大なリスクが顕現化した場合の被害を軽減・回避する初動計画を策定する。

3) 事業継続計画（復旧計画）

重大なリスクが顕現化した場合に事業を継続するための手段を策定する。

4) J E M Aの利活用

初動計画および事業継続計画の中で、J E M A（環境衛生施設維持管理業協会）が保有する情報類を有効的に利活用し、廃棄物処理の早期復旧・安定化に貢献する。

5) 役割分担

事業継続を図る上で、自治体とBCPの策定・運用・発動体制における役割分担を明確にする。

6) 自治体との連携

自治体と連携し、情報共有を図る。

BCPの策定・運用体制

- 当維持管理事業所において、新型インフルエンザ発生時のBCP（事業継続計画）を策定する体制、平常時にBCPの運用（内容確認・訓練・見直し）を推進する体制、および緊急時にBCPを発動し継続対策を推進する体制は以下のとおりである。

1. BCPの策定体制：

①責任者 維持管理事業所 所長

②サブリーダー 維持管理事業所 副所長

2. 平常時におけるBCPの運用推進体制：

①責任者 維持管理事業所 所長

②サブリーダー 維持管理事業所 副所長

③連携する外部関連団体 （社）環境衛生施設維持管理業協会（JEMA）

指定産業医

維持管理事業所管轄自治体（保健所を含む）

④一緒に取組む社内組織 本社人事労政部門

⑤一緒に取組む客先組織 客先（自治体、広域組合、一部事務組合）

⑥BCP運用の対象者 維持管理事業所の従業員全員で運用する。

3. 緊急時におけるBCPの発動体制：

①責任者 維持管理事業所 所長〔代行者〕 同 副所長

②本社窓口担当 人事労政部等

③顧客・協力会社担当 維持管理事業所 所長〔代行者〕 同 副所長

④安全衛生担当 維持管理事業所 所長〔代行者〕 同 副所長

⑤従業員支援担当 維持管理事業所 所長〔代行者〕 同 副所長

新型インフルエンザ対策携帯カード

- 緊急事態に迅速な初動対応が出来るよう、必要事項を記入の上、全ての従業員に携帯させるとよい。

【表面】

新型インフルエンザ対策 【携帯カード】		新型インフルエンザに、感染しないためには？	他の人に感染を、させないためには？
氏 名		対人距離の保持 新型インフルエンザの感染を防ぐために、感染者から適切な距離（2メートル以上）を保つことを心掛けましょう！ 	咳エチケット 感染者は、ウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけることを心掛けましょう！ 
新型インフルエンザとは？ ■ 新型インフルエンザウイルスとは、鳥インフルエンザウイルスなどが変異し、人から人へと効率よく感染できるようになったものです。 ■ 多くの人は新型インフルエンザに対する免疫を持っていません。 ■ 厚生労働省によると、新型インフルエンザが流行した場合、日本では、全人口の約25%が発症し、死者は17万～64万人になる可能性があるとの推計されています。		手洗い・うがい 外出からの帰宅後などには、手洗い・うがい（流水と石鹸を用いて15秒以上）をきちんと行う習慣をつけましょう！ 	マスクの着用 咳をする人は、不織布製マスクを積極的に着用し、ウイルスを含んだ飛沫が拡散するのを防ぎましょう！ 

【裏面】

新型インフルエンザ対策として必要な備蓄は？ 備蓄は、少なくとも2週間程度分を行うことをお勧めします。 備蓄品チェックリスト	感染した疑いのある場合の対応は？	連絡先リスト												
水、食料 ☐ 主食（米、雑穀、乾パンなど） ☐ レトルト・フリーズドライ食品 ☐ 菓子類（ビスケット、飴など） ☐ 常備薬（胃薬、痛み止めなど） 医薬品 ☐ 常備薬（胃薬、痛み止めなど） インフルエンザ対策の物品 ☐ 不織布製マスク（サージカルマスク） ☐ 消毒薬（速乾性消毒用アルコール製剤）、石鹸 ☐ 水枕・氷枕 その他（あると便利なもの） ☐ トイレ用ペーパー ☐ カセットコンロ・ガスボンベ ☐ ティッシュペーパー ☐ シャンプー・リンス ☐ 缶詰 ☐ ミネラルウォーター ☐ ペットボトルや缶入飲料 ☐ 育児用調整粉乳 ☐ ラジオ ☐ 懐中電灯、乾電池 ☐ 洗剤 ☐ 生理用品（女性用）	国内発生早期 ■ 保健所などに設置されている発熱相談センターへ連絡し、指示を受けます。 ■ マスク着用の上、速やかに感染症指定医療機関などで受診し、診察を受けます。 まん延期 ■ 感染症指定医療機関などが満床になると、すべての医療機関で対応することになります。 ■ 重症者は、入院治療の対象となります。 ■ 軽症者は、自宅での療養を勧められます。	<table border="1"> <tr> <td>会社の連絡先</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>保 健 所 (発熱相談センター)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>感 染 症 指 定 医 療 機 関</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>最 寄 の 医 療 機 関</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> 関連情報入手先 ■ 厚生労働省 「新型インフルエンザ対策関連情報」 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/ ■ 国立感染症研究所 感染症情報センター http://idsc.nih.gov/jp/disease/avian_influenza/index.html 保健所や都道府県などのホームページ	会社の連絡先	-	-	保 健 所 (発熱相談センター)	-	-	感 染 症 指 定 医 療 機 関	-	-	最 寄 の 医 療 機 関	-	-
会社の連絡先	-	-												
保 健 所 (発熱相談センター)	-	-												
感 染 症 指 定 医 療 機 関	-	-												
最 寄 の 医 療 機 関	-	-												
他に必要なものがないか家庭内で話し合いましょう														

※：切り取って3つ折にし、定期入れや財布に納めて下さい。

J E M A（環境衛生施設維持管理業協会） との連携による BCP の運用体制

- J E M A（環境衛生施設維持管理業協会）と連携して取り組む際の体制および連携内容は以下のとおりである。

1. 連携先：

名 称	環境衛生施設維持管理業協会（J E M A）および 構成企業	
事務局 および 企業名	連絡先： J E M A 事務局 〒105-0013 東京都港区浜松町 1-20-8 HK 浜松町ビル 5 階 TEL 03-5777-6106 FAX 03-5777-6109	
	◎ J E M A の構成企業（50 音順）	
	<u>浅野アタカ(株)</u> <u>荏原環境プラント(株)</u> <u>(株)川崎技研</u> <u>川重環境エンジニアリング(株)</u> <u>共和化工(株)</u> <u>極東サービスエンジニアリング(株)</u> <u>クボタ環境サービス(株)</u> <u>三機化工建設(株)</u> <u>J F E 環境サービス(株)</u> <u>(株)シンキ</u> <u>神鋼環境メンテナンス(株)</u>	<u>新明和ウエステック(株)</u> <u>住重重機械エンバイロメント(株)</u> <u>(株)清流メンテナンス</u> <u>(株)タクマテクノス</u> <u>東京エコサービス(株)</u> <u>日鉄環境プラント</u> <u>ソリューションズ(株)</u> <u>Hitz 環境サービス(株)</u> <u>三井 E&S 環境エンジニアリング(株)</u>

2. 連携内容

- 1) 地域情報（流行状況等）の情報収集および J E M A 構成企業との情報共有
- 2) 地域インフラ（電力・上下水道・燃料・薬品）への影響の情報収集および J E M A 構成企業との情報共有
- 3) 交通への影響・新規対策情報等の情報収集および J E M A 構成企業との情報共有

3. その他：

- 1) B C P に関する勉強会の開催
（J E M A 構成企業によるサポート）

※ J E M A では過去の災害時における対応についての教訓を構成企業より収集・蓄積しており、この情報は J E M A 構成企業にて共有しています。
B C P を作成するにあたりこの情報を有用にご利用いただければと考えます。

中核事業に係る情報

当維持管理事業所における中核事業（業務）およびそれに係る情報は以下のとおりである。

中核事業（業務）やその他の事業（業務）の継続レベルを発生段階ごとに下記のように設定する。

事業の分類		発生段階				
		発生早期		拡大期		蔓延期
		回復期		小康期		
		県外 発生期	県内 発生期	市内 発生期	維持管理施設内発生期	
発生	発生拡大					
中核事業 （業務）	焼却運転	○	○	○	△（注 1）	△（注 2）
	受入 （誘導・計量を含む）	○	○	○	○	△（注 2）
	灰出し（場外搬出）	○	○	○	○	△（注 2）
	用役の受入	○	○	○	○	△（注 2）
	監視	○	○	○	○	△（注 2）
点検		○	○	○	×	×
整備		○	○	○	×	×
他所への処理を委託		—	—	—	部分委託	委託（注 2）
見学		○	○	×	×	×
有価物の搬出		○	○	×	×	×

凡例【事業継続レベル】 ○：通常 △：縮小・部分委託 ×：休止・委託
（注 1）

- ① 維持管理施設の要員減により、運転炉を減らし、事業縮小。
- ② 【発電有り】の施設では運転炉数を減らすことで発電機を停止。
- ③ 事業継続レベルに合わせた必要最小要員数を明確にしておく。

（注 2）

- ① 感染症が蔓延し、保健所からの指導により要員の確保が困難な場合、一時的に事業継続の中止・委託があることを、客先と事前の調整を行っておくこと。

中核事業に係る情報

事業の分類		発生段階				
		発生早期		拡大期		蔓延期
				小康期		
		県外 発生期	県内 発生期	市内 発生期	維持管理施設内発生期	
					発生	発生拡大
中核事業 （業務）	前処理・汚泥処理	○	○	○	△（注1）	△（注2）
	生物処理設備	○	○	○	○	△（注2）
	高度処理設備	○	○	○	○	△（注2）
	し尿等受入	○	○	○	○	△（注2）
	灰・汚泥・し渣搬出	○	○	○	○	△（注2）
	用役の受入	○	○	○	○	△（注2）
	監視	○	○	○	○	△（注2）
	水質分析業務	○	○	○	○	△（注2）
点検		○	○	○	×	×
整備		○	○	○	×	×
他所への処理を委託		—	—	—	部分委託（注3）	委託（注2・3）
見学		○	○	×	×	×
有価物の搬出		○	○	×	×	×

凡例【事業継続レベル】 ○：通常 △：縮小・部分委託 ×：休止・委託
(注1)

① 感染防止のため2班体制、時差出勤等要員減により、事業縮小。

② 事業継続レベルに合わせた必要最小要員数を明確にしておく。

(注2)

① 感染症が蔓延し、保健所からの指導により要員の確保が困難な場合、一時的に事業継続の中止・委託があることを、客先と事前の調整を行っておくこと。

② 休止期間中は、し尿等の投入、放流を停止し、汚泥腐敗防止の攪拌・循環運転とする。

(注3)

① 原則、し尿のみを対象とする。

中核事業影響度評価フォーム

①中核事業の継続に必要な資源（ボトルネック資源）		②中核事業に対する重要度の大きさ	③想定している災害がボトルネックに与える影響	④影響の大きさ (②×③)
従業員		3	3	9
ごみ(売電事業)(注)		3	2	6
原材料などの搬入搬出		3	2	6
パソコン(インターネットやメールを含む)		2	1	2
情報管理システム		2	1	2
電話		2	1	2
ユーティリティー	電気	3	2	6
	水	3	2	6
	ガス	3	2	6
維持管理施設(部品確保)		3	2	6
各種書類の帳票類		2	2	4
薬品の在庫		3	2	6
感染症対応用具類の確保		3	2	6

※：【ごみ】そのものが資源としてボトルネックになる可能性のある事業(ごみ発電事業、DBOなど)においては、必要に応じて別途検討してください。

(注記)

- ①の重要度の大きさ、②の影響の大きさは3段階評価とします。
評価1は「ほとんど重要でない」、「ほとんど影響がない」場合とします。
- ④には②と③で記入した数値を掛け合わせた数値となります。この数値が大きいほど中核事業の継続を困難にする度合いが高いといえます。

新型インフルエンザ発生時におけるBCP発動

BCP発動基準(緊急事態の定義)

- ① 国が新型インフルエンザ発生の第二段階(国内発生早期)を宣言したとき
 - ② 従業員が新型インフルエンザに罹患したことが判明したとき
- 上記の①または②のいずれかが確認された時点で緊急事態とする

BCP発動手順

緊急事態が発生した場合のBCPの発動手順は次のとおり

【緊急事態発生当日～】

- ① 緊急事態が発生 → BCP発動責任者(維持管理事業所所長)および同関係者へ連絡
- ② BCPに基づきBCP発動時の体制を確認
- ③ BCP発動(BCP発動責任者)
- ④ 初動対応
従業員および家族の状況把握と確認
- ⑤ 顧客・協力会社への連絡
BCP発動とそれに伴う業務範囲について連絡する。
ごみの収集業者及び市民へは顧客より連絡する。
- ⑥ 中核事業の継続方針を確認し、その実施体制を確立する

【数日～1ヵ月～3ヵ月】

- ⑦ 中核事業継続方針に基づき、顧客・協力会社向け対策、従業員・事業資源対策、財務対策を併行して進める。
- ⑧ 緊急事態(新型インフルエンザの発生段階)の進展・収束にあわせて、応急対策、復旧対策、復興対策を進める

【事業(業務)の再開・復帰】

新型インフルエンザの発生段階が、第4段階(小康期)に入り、縮小や休止した事業の操業(業務)を通常に戻す場合は、新型インフルエンザの感染状況などに応じ、感染防止策の実行を継続しながら、段階的かつ慎重に事業(業務)を再開・復帰していく

従業員連絡先リスト【従業員一覧】

- 緊急時においても従業員と連絡をとることができるように、従業員（または事業主）の情報を以下に整理する。（このリストが必要になった場合に安全に手に取れる場所に、最新版のコピーを保管しておくこと。）
- 従業員とその家族に新型インフルエンザの感染がないかを確認する。
- 従業員と電話がつかない場合、近所の従業員等に様子を見に行かせる。

個別リスト No. [様式 12-1]	従業員氏名	個別リスト No. [様式 12-2]	従業員氏名
1	維持管理事業所 所長		
2	副所長		
3	1 班班長		
4	2 班班長		
5	3 班班長		
6	4 班班長		

従業員連絡先リスト【基本情報整理用】

- 緊急時においても従業員と連絡をとることができるように、従業員（または事業主）の情報を以下に整理する。
（このリストが必要になった場合に安全に手に取れる場所に、最新版のコピーを保管しておくこと。）

[○○維持管理事業所]（※ 部署名、求める役割等の区分）

番号	従業員氏名	自宅電話番号 (予備電話番号)	主要な責務、 緊急時の依頼事項 等	備考 (事業復旧に 有効な技能等)
1	事業所 所長 ○○ ○○	○○○-○○○○-○○○○	総括責任者	ヘルパー 2 級
2	事業所 副所長 ○○ ○○			
3	1 班班長 ○○ ○○			
4	2 班班長 ○○ ○○			
5	3 班班長 ○○ ○○			
6	4 班班長 ○○ ○○			

主要顧客情報

- 当維持管理事業所の中核事業に関連する顧客の情報を以下に整理する。

会社名	自治体
提供する製品／材料／サービス	収集廃棄物
平時における製品等の提供手段（輸送手段等）	ごみ収集車両
口座番号	
住所	
ホームページアドレス	
電話番号（代表）	
会社名	一般市民
提供する製品／材料／サービス	持ち込み廃棄物
平時における製品等の提供手段（輸送手段等）	一般車両
口座番号	
住所	
ホームページアドレス	
電話番号	
会社名	薬品・燃料等販売会社
提供する製品／材料／サービス	薬品・燃料
平時における製品等の提供手段（輸送手段等）	ローリー車等専用車両
口座番号	
住所	
ホームページアドレス	
電話番号	

中核事業に係るボトルネック資源 【その他】

- 当維持管理事業所の中核事業の継続においてボトルネックとなる資源や設備などについては、以下のとおり連絡網を整備しておく。

設備名	受入・設備
機械名称	—
ベンダー名	人材派遣業者
緊急連絡先	
住所	
電話番号	
設備名	医療関係
機械名称	①医療関係機関（保健所含む）②医療関係者③医薬品、防護具、防護服
ベンダー名	
緊急連絡先	
住所	
電話番号	
設備名	
機械名称	
ベンダー名	
緊急連絡先	
住所	
電話番号	

中核事業に必要な供給品目情報

- 中核事業を復旧・継続するために必要な供給品目には以下のものがある。
- この様式に記載した供給品目の供給者に関する情報については、[様式 16]のベンダー情報に整理する。

供給品目	注文番号	数量	供給業者	関連する社内重要業務
従業員			人材派遣業者	
各種部品			各メーカー	
各種薬剤			各薬剤業者	
常備薬			各薬品類供給者	
ワクチン(注 1)			医療関係機関	公共機関従事者への優先供給
要員(注 2)			人材派遣業者	
備考				

(注 1) ワクチンについては医療機関において接種できる場合

(注 2) 要員については物品ではないが、自社にて必要な要員を確保できなく、不足する要員数を人材派遣会社へ派遣を要請する場合

感染症対応用具チェックリスト

- 新型インフルエンザ発生時において必要となる感染症対応用具の整備状況は以下のとおりである。
 （不足している用具については是非とも購入しておくことが望ましい。また、会社が供給すべき感染症対応用具について従業員と検討し、以下に挙げた用具以外にも必要と思われる感染症対応用具がある場合は、併せて準備を検討すること。）

目的	種類	備考
全従業員	不織布製マスク (サージカルマスク)	1～2枚/日×出社日数
事業所用	ごみ袋、ごみ箱	フロアごとにごみ箱1個
	消毒薬、石鹼	速乾性消毒用アルコール製剤、石鹼等
	体温計	入口などで入室管理の対象となる人数に応じて
	サーモグラフ	
	常備薬	かぜ薬、うがい薬など
感染者に対応する従業員用	個人防護具一式	N95 など高機能マスク、防護服、ゴム手袋、ゴーグルなど
在宅勤務をする従業員	在宅勤務用パソコン	在宅勤務予定者数分

(参考資料 1.) 新型インフルエンザについて

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 作成

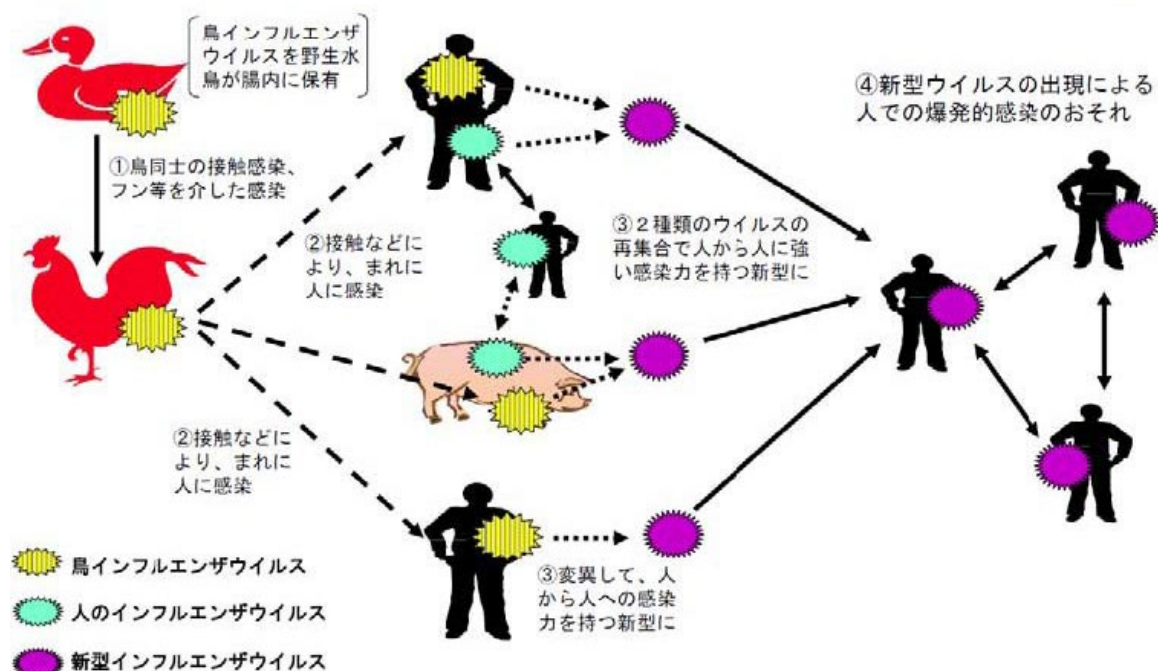
「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成 21 年 3 月発行) より
抜粋引用・一部加筆修正

1. 新型インフルエンザに関する基礎情報

(1) 新型インフルエンザの概要

1) 新型インフルエンザとは

新型インフルエンザウイルスとは、特に鳥類にのみ感染していた鳥インフルエンザウイルスが、当初は偶発的に人に感染していたものから遺伝子の変異によって人の体内で増えることができるように変化し、さらに人から人へと効率よく感染するようになったものを指す。このウイルスが人に感染して起こる疾患が新型インフルエンザである。



(出典) 事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン

図1 鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係

2) インフルエンザウイルスについて

インフルエンザウイルスには、A 型、B 型、C 型が存在し、通常人に流行を起こすのはA 型とB 型である。このうち、新型インフルエンザウイルスが出現するのはA 型インフルエンザウイルスで、A 型インフルエンザウイルスは人を含むほ乳類や鳥類に広く分布し、中でも水鳥、特にカモが起源と考えられている。

A 型インフルエンザウイルスの種類には、H1 からH16 までのHA 亜型とN1 からN9 までのNA 亜型が見つかった。これらのA 型インフルエンザウイルスの亜型のうち、H1N1 (A/ソ連型) とH3N2 (A/香港型) は、通常のインフルエンザとして人の間で流行を繰り返しているほか、現在最も新型インフルエンザに変異する可能性の高いウイルスとしてH5N1 と呼ばれる型のものがあるが、実際にどの型が新型インフルエンザウイルスに変異するかは明らかではない。

3) 新型インフルエンザと通常のインフルエンザの違い

毎年冬を中心に流行する通常のインフルエンザはインフルエンザウイルスに感染して起こる病気で、風邪よりも比較的急速に悪寒、高熱、筋肉痛、全身倦怠感を発症させるのが特徴である。

新型インフルエンザの症状は未確定であるが、大部分の人が免疫を持っていないため、通常のインフルエンザと比べると爆発的に感染が拡大し、非常に多くの人が罹患することが想定されている。同時に、罹患者のうちかなりの割合の人が肺炎等の合併症を起こし、死亡する可能性も通常のインフルエンザより高くなる可能性がある。

新型インフルエンザと通常のインフルエンザの違いについて、現段階で想定される違いを表1に示す。

通常のインフルエンザは、ある程度人と共存しており、高齢者や既に何らかの病氣を持つ者を除き、感染による死亡率は0.1%以下である。我が国では1年間に約1,000万人がインフルエンザに罹患し、約1万人が死亡しているという研究結果※もある。

※ 事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドラインより

表1 新型インフルエンザと通常のインフルエンザの違い

	通常のインフルエンザ	新型インフルエンザ
発病	急激	急激
症状（典型例）	38℃以上の発熱 咳、くしゃみ等の呼吸器症状、頭痛、関節痛、全身倦怠感等	未確定（発生後に確定）
人への感染性	あり（風邪より強い）	強い
発生状況	流行性	大流行性／パンデミック
致死率※	0.1%以下	未確定（発生後に確定） ※ アジア・インフルエンザ：約0.5% スペイン・インフルエンザ：約2%

※ 致死率＝一定期間における当該疾病による死亡者数／一定期間における当該疾病の罹患患者数

（出典）事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン

4) 過去に起こった新型インフルエンザの流行

過去に流行した新型インフルエンザには、大正7年（1918年）に発生したスペイン・インフルエンザ、昭和32年（1957年）に発生したアジア・インフルエンザ、昭和43年（1968年）に発生した香港・インフルエンザなどがあり、これらは、およそ10年から40年の周期で流行してきた。

このうちスペイン・インフルエンザの流行が最大で、全世界で人口の25～30%が発症し、約4,000万人が死亡したと推計され、我が国でも約39万人が死亡したといわれている。

スペイン・インフルエンザでは、世界中の流行に6～9ヶ月の期間を要したと伝えられているが、現代社会では、人口の増加や都市への人口集中、航空機等の交通機関の発達等から、世界のどこで発生しても、より短期間に広範囲にまん延する可能性が高いと考えられる。

また、スペイン・インフルエンザにおいては3回の流行の波があった。今後、発生が予想される新型インフルエンザも同様に流行の波があり、一つの波が約2ヶ月続き、その後流行の波が2～3回あると考えられている。

5) 新型インフルエンザの感染経路

毎年人の間で流行する通常のインフルエンザの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられている。

現段階では、新型インフルエンザの感染経路を特定することはできないが、飛沫感染と接触感染が主な感染経路と推測されている。空気感染の可能性は否定できないものの一般的に起きるとする科学的根拠はないため、事業所等においては空気感染を想定した対策よ

りもむしろ、飛沫感染と接触感染を想定した対策を確実に講ずることが必要であると考えられる。

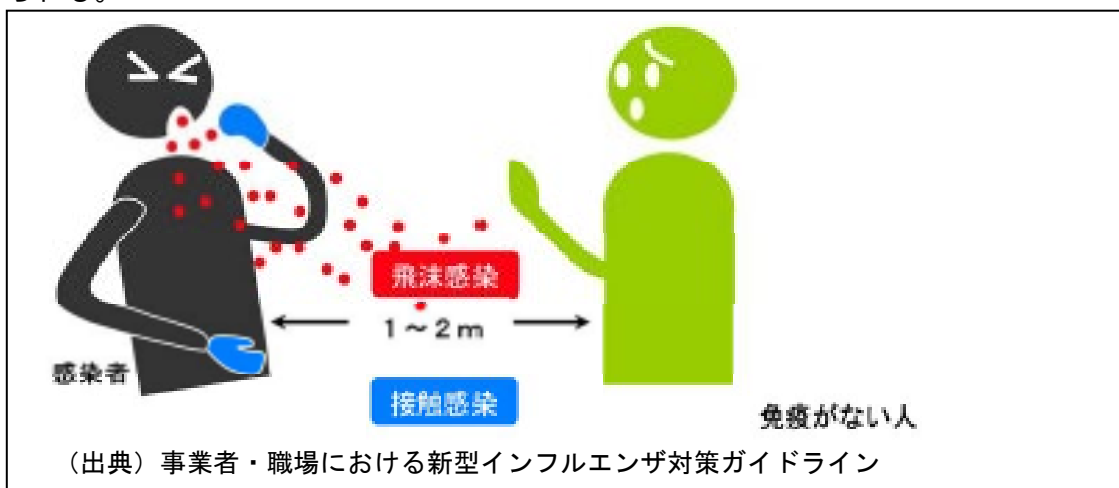


図2 新型インフルエンザの感染経路

<参考>

・ 飛沫感染

飛沫感染とは、感染した人の咳、くしゃみ、つば等の飛沫とともに排出されたウイルスを健康な人が吸入することによる感染経路を指す。

なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1~2メートル以内しか到達しない。

・ 接触感染

接触感染とは、皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指す。

例えば、感染した人がくしゃみや咳を手で抑えたあとや、鼻水を手でぬぐったあとに机やドアノブ、スイッチなどに触れると、その触れた場所にウイルスが付着することがある。その付着したウイルスに健康な人が手で触れ、その手で眼や鼻、口に再び触れることにより、粘膜・結膜などを通じてウイルスが体の中に入り感染する。

(参考) 空気感染

空気感染とは、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子(5ミクロン以下)である飛沫核となって、空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路である。飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム(陰圧室など)やフィルターが必要となる。

(出典) 事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン、個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドラインより一部改変

6) インフルエンザウイルスの環境中における生存期間

通常のインフルエンザウイルスは、口腔内の粘膜や眼の結膜等を通じて生体内に入ることによって細胞の中でのみ増殖することができる。環境中(机、ドアノブ、スイッチ等)では状況によって異なるが、数分間から長くても数十時間内に感染力を失うと考えられている。※

※ (出典) : 「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」より一部改変

(参考) : 「水を介した鳥インフルエンザ(H5N1)の潜在的伝播、衛生設備と公衆衛生、および人の健康に対するリスクを減少させる方法に関する質問と回答, 2007. 04, WHO Water Sanitation and Health」

(2) 基本的な新型インフルエンザ対策

基本的な新型インフルエンザ対策として、薬剤を用いた対策、対人距離の保持、手洗い、咳エチケット、職場の清掃・消毒、個人防護具（マスク、手袋等）の使用により、人から人への感染が防止される。

1) 薬剤を用いた新型インフルエンザ対策

薬剤を用いた新型インフルエンザ対策として、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬を用いた対策がある。

① 新型インフルエンザワクチン

新型インフルエンザの発症予防や重症化防止に効果が期待できるワクチンとして、パンデミックワクチンとプレパンデミックワクチンがある。

パンデミックワクチンとは、実際に発生した新型インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンである。

プレパンデミックワクチンとは、新型インフルエンザが発生する前に、鳥インフルエンザウイルスを基に製造されたワクチンである。

② 抗インフルエンザウイルス薬

新型インフルエンザには、毎年流行する通常のインフルエンザの治療に用いられているノイラミニダーゼ阻害薬が有効であると考えられている。ノイラミニダーゼ阻害薬には、経口内服薬のリン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）と経口吸入薬のザナミビル水和物（商品名：リレンザ）があり、国や都道府県において備蓄が進められている。なお、抗インフルエンザウイルス薬は、通常のインフルエンザに対して、発症後48時間以降は効果が不十分である可能性があることから、新型インフルエンザについても感染後できるだけ早く投与することが重要である。

（追記）感染力・病原性の強い新型インフルエンザが発生し、かつ既存の抗インフルエンザウイルス薬が無効又は効果不十分な場合に備え、**アビガン**（ファビピラビル）を国が備蓄・管理する。（「抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドラインの概要」平成29年3月30日関係省庁対策会議資料より）

2) 感染防止策

① 対人距離の保持

最も重要な感染防止策は、人との距離を保持することである。特に感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができる。

目的	咳、くしゃみによる飛沫感染予防
方法	・ 感染者の2メートル以内に近づかないことが基本となる。 ・ 不要不急な外出を避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かないよう、業務の在り方等を検討する。

② 手洗い

手洗いは感染防止策の基本であり、外出からの帰宅後や、不特定多数の者が触るような場所に触れたあとに、頻繁に手洗いを実施することが推奨される。

目的	本人及び周囲への接触感染の予防
方法	・ 感染者が触れる可能性の高い場所の清掃・消毒や感染者がいた場所等の清掃・消毒をした際、手袋を外したあとに手洗い又は手指消毒を実施する。 ・ 食事や喫煙の前には、ウイルスが付着した手で口に触れることのないよう、必ず手洗い又は手指消毒を行う。 ・ 手洗いは、流水と石鹸を用いて最低15秒以上洗うことが望ましい。 ・ 洗ったあとは水分を十分に拭き取ることが重要である。 ・ 速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬）は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。

③ 咳エチケット

風邪等で咳やくしゃみがでる時に、口や鼻を被うことで他人にうつさないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

目的	咳、くしゃみによる飛沫感染防止策
方法	・ 咳やくしゃみの際は、ティッシュ等で口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。 ・ ティッシュ等がない場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触の機会を低減することができるからである。 ・ 呼吸器系分泌物（鼻汁・痰等）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。 ・ 咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。 ・ 手を洗う場所がない場合に備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。 ・ 咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

④ 職場の清掃・消毒

感染者が触れた可能性のある場所、感染者の飛沫が付着した可能性のある場所を清掃し、接触感染を防止する。

目的	周囲への接触感染の防止
方法	・ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、感染者が触れる可能性がどの程度あるかによって検討するが、最低1日1回は行うことが望ましい。消毒や清掃を行った時間を記し、掲示する。 ・ 従業員が発症し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該従業員の机の周辺や触れた場所等の消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際作業者は、必要に応じて市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水・石鹸又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手を洗う。清掃・消毒時に使用した作業着は洗濯、ブラシ、雑巾は、水で洗い、触れないようにする。 ☆食器・衣類・リネン 食器・衣類・リネンについては、洗浄・清掃を行う。衣類やリネンに感染者の体液（鼻水、痰、唾液等）が付着しており、洗濯等が不可能である場合は、当該箇所をアルコール製剤を用いて消毒する。 ☆壁、天井の清掃 感染者の体液が明らかに付着していない場合、清掃の必要はない。感染者の体液が付着している場合、当該箇所を広めに消毒する。 ☆床の清掃 感染者が滞在した場所の床については、ウイルスを除去するために、濡れたモップ、雑巾による拭き取り清掃を行う。明らかに感染者の体液が存在している箇所については消毒を行う。 ☆事業所の周囲の地面（道路等） 人が手であまり触れない地面（道路等）の清掃は、必要性は低いと考えられる。 （消毒剤について） インフルエンザウイルスには次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノールや消毒用エタノール等が有効である。消毒剤の噴霧は、不完全な消毒等につながるおそれもあるため、実施するべきではない。 * 次亜塩素酸ナトリウム 次亜塩素酸ナトリウムは、原液を希釈し、0.02～0.1w/v%（200～1,000ppm）の溶液、例えば塩素系漂白剤等を用いる。消毒液に浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う、あるいは該当部分を消毒液に直接浸す。 * イソプロパノール又は消毒用エタノール 70v/v%イソプロパノール又は消毒用エタノールを十分に浸したタオル、ペーパータオル又は脱脂綿等を用いて拭き取り消毒を行う。

⑤ 定期的なインフルエンザワクチンの接種

目的	通常のインフルエンザの患者による医療機関の混乱防止
方法	・ 医療機関において、副反応のリスクも十分理解した上で通常のインフルエンザの予防接種を受ける。新型インフルエンザと区別が付きにくい通常のインフルエンザ等の発熱性の疾患については、予防接種を受けることで、流行時の発熱外来の混雑緩和にもつながる。

3) 個人防護具の使用

個人防護具には、マスク、手袋、ゴーグル等があるが、これらは適正に使用しないと効果は十分に得られない点に留意する必要がある

表2 感染防止策に有効な個人防護具※1

種類	考え方
マスク	・症状のある人がマスクを着用することによって、咳、くしゃみによる飛沫の拡散を防ぎ、感染拡大を防止できる。また、健康な人がマスクを着用することにより、感染者の飛沫との接触を防ぐ※2。 ・マスクは表面に病原体が付着する可能性があるため、原則使い捨てとし（1日1枚程度）、捨てる場所や捨て方にも注意して、他の人が触れないようにする。 ・マスクには、家庭用の不織布製のマスクのほかに、医療用の不織布製マスク（サージカルマスク）、N95 マスク（防じんマスクDS2）のような密閉性の高いマスク※3 がある。一般的な企業の従事者においては、家庭用の不織布製のマスク※4 を使用することが求められる。 ・説明書をよく読み、正しく着用する。特に、マスクが顔の形に合っているかについて注意する。
手袋※5	・新型インフルエンザウイルスは、手から直接感染するのではなく、手についたウイルスが口や鼻に触れることで感染する。手袋をしていても、手袋を着用した手で鼻や口を触っては感染防止策にはならない。 ・手袋着用の目的は、自分の手が汚れるのを防ぐためであることから、手袋は滅菌されている必要はなく、ゴム製の使い捨て手袋の使用が考えられる。 ・通常、軍手を用いて作業を行っている場合は、内側に薄手のゴム製の使い捨て手袋を重ねて使用する方法が考えられる。 ・手袋を外したあとは、直ちに流水や消毒用アルコール製剤で手を洗う。
ゴーグル、フェイスマスク	・ゴーグルやフェイスマスクは、眼の結膜からの感染を防ぐために着用が考えられる。 ・直接的な感染だけでなく、不用意に眼を触ることを防ぐことで感染防止にもつながる。 ・すぐに曇ったり、長時間着用すると不快であるため、購入にあたっては、試着して従業員の意見をよく聞きながら選択する。 ・ゴーグルやフェイスマスクは、感染者に接触する可能性が高い場所で必要になるため、一般の企業で使用する場合はそれほど多くないと考えられる。

※ 1 個人防護具の詳細については、「事業所・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を参照。

※ 2 健康な人がマスクを着用することによる効果は現時点で十分な科学的根拠が得られていない。そのため、マスクによる防御効果を過信せず、対人距離を保持する等、他の感染防止策を重視することが必要となる。

※ 3 N95 マスク（防じんマスクDS2）のような密閉性の高いマスクは、日常生活での着用は想定されないが、新型インフルエンザの患者に接する可能性の高い医療従事者等に対して勧められている。

※ 4 家庭用の不織布製マスクは、新型インフルエンザ流行時の日常生活における使用においては、医療用の不織布製マスク（サージカルマスク）とほぼ同様の効果があると考えられる。

※ 5 使用後の個人防護具は外側にウイルスが付着している可能性があるため、脱ぐ際には汚染面を内側にして他へ触れないよう注意する。特に手袋は汚れやすいことから、汚染したらすぐに交換するとともに、交換の際は手洗い又は手指消毒を行う。

2. 廃棄物処理事業者等が取るべき措置について

廃棄物の処理は、国民の最低限の生活を維持するために不可欠なサービスの一つとして、新型インフルエンザ流行時においてもその事業を着実に継続することが求められる。すなわち、一般廃棄物に関しては、その統括的な処理責任を有する市町村やその処理を担う一般廃棄物処理業者が、産業廃棄物に関しては、その処理を担う産業廃棄物処理業者（以下、「廃棄物処理事業者」という。）が、それぞれの事業を継続する必要がある。

また、事業継続に当たっては、実際に廃棄物処理を行う廃棄物処理事業者はもとより、廃棄物処理事業者と都道府県等の関係者が相互に連携しつつ、取組を進めることが重要である。

（１）廃棄物処理事業者が取るべき措置（事業継続計画の策定と実施）

1) 事業継続計画の策定

廃棄物処理事業者は、新型インフルエンザの発生に備えて、未発生期の段階から新型インフルエンザ対策を検討し、新型インフルエンザ発生時にはその対策を実施することが必要である。

具体的には、各廃棄物処理事業者が、産業医や産業保健推進センター等も活用しつつ、新型インフルエンザ対策の体制の整備、感染防止策、新型インフルエンザ発生時の事業継続のための重要業務の特定等を検討し、これらを事業継続計画として取りまとめ、事前の準備を進めるとともに、新型インフルエンザが発生した際には、事業継続計画に従って、感染防止策等の事業継続のための対策を実施することである。（図5）

事業継続計画は、廃棄物処理事業者の従業員及び廃棄物処理事業の継続に必要な取引事業者※（以下、「従業員等」という。）の感染や事業への影響を最小限に抑える目的で、できる限り事態の進展に応じたものであることが必要である。

また、廃棄物処理事業者は、各都道府県等で策定している新型インフルエンザ行動計画や各事業の特性、その規模等に応じた事業継続計画を策定することが求められる。以下に、計画策定を検討するにあたって参考となる事項を示す。

※ 市町村で一般廃棄物の処理委託を行っている場合は委託業者、一部事務組合による処理を行っている場合は当該事務組合が取引事業者該当する。産業廃棄物業者の場合は、排出事業者、収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者等、当該廃棄物が排出されてから最終処分されるまでの過程で関係するすべての事業者が取引事業者該当する。さらに、廃棄物処理を行うのに必要な物資の製造・販売業者も取引事業者を含めた上で検討を行う

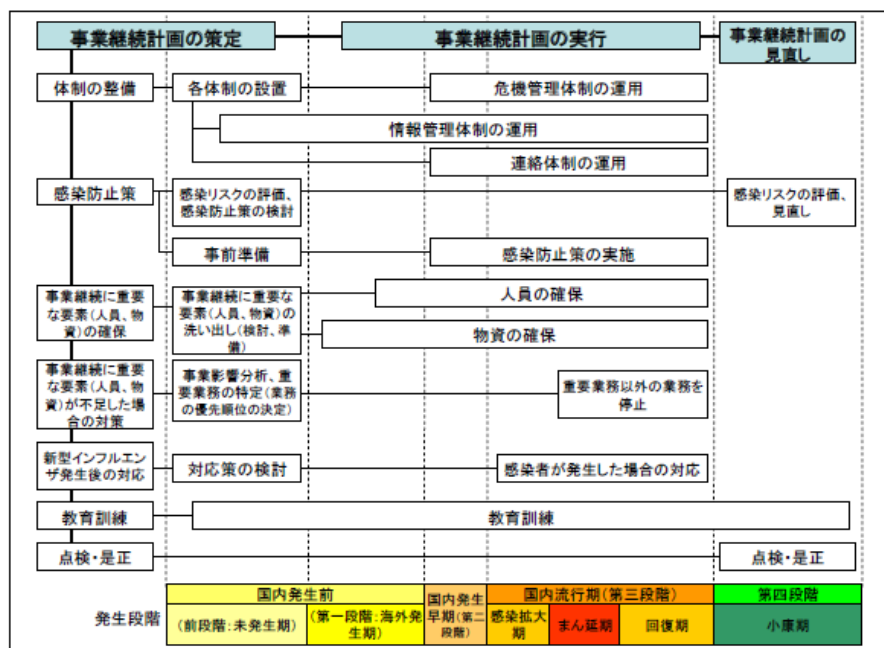


図5 事業継続計画の体系（例）

2) 体制の整備

① 危機管理体制

新型インフルエンザ発生後に的確かつ迅速な対応を図るため、あらかじめ危機管理体制の整備について検討する。検討に際しては、新型インフルエンザ対策を実施するに当たっての意思決定方法や新型インフルエンザ未発生時の運営体制等を考慮する。

＜危機管理体制の整備に関する検討事項（例）＞

廃棄物処理事業者の種類	検討事項（例）
共通事項	・ 事業継続のための組織体制を構築し、各々の役割及び指揮命令系統を明確にしておく。 ・ 緊急時の意思決定方法を確立する。
市町村	・ 市町村で新型インフルエンザ発生時の医療対応・社会対応のための対策本部等を設置している場合、必要に応じて、その中で廃棄物処理についても検討を行える体制とする。
産業廃棄物処理業者	・ 経営責任者が率先し、各部門の責任者を交えて事業継続計画の立案等を行う。

② 情報管理体制

ア 情報収集体制

国内外の新型インフルエンザの発生状況や公共サービスに関する情報を、国（厚生労働省等）、地方公共団体等から収集する体制を整備する。

情報収集は、新型インフルエンザの未発生段階から随時、継続して実施するほか、国内流行期等に正確な情報を迅速に入手するための情報収集先をあらかじめ決めておくことが重要である。

収集すべき主な情報としては、以下のものが考えられる。

＜収集すべき情報（例）＞

- ・ 新型インフルエンザが発生している地域、感染拡大の状況
- ・ 新型インフルエンザの概要（病原性、治療方法、感染力等）
- ・ 地域における新型インフルエンザの医療対応・社会対応に関する情報（医療体制、都道府県の保健部局による取組内容等）
- ・ 電力、石油、水道等、廃棄物処理に必要なライフラインの稼動状況 等

イ 連絡体制

緊急時における事業者内外の連絡体制を整備する。

＜連絡体制（例）＞

- ・ 意思決定に必要な情報を責任者に伝達するための体制
- ・ 責任者による決定事項等、重要な情報を従業員等に伝達するための体制（従業員等に対して、感染防止策を徹底するとともに、新型インフルエンザ発生時の行動についての普及を行うための情報提供体制）
- ・ その他、事業者内部及び取引事業者との緊急時の連絡体制（緊急連絡網等）
- ・ 従業員等の感染状況を把握するための安否確認に関する連絡体制（従業員及びその家族等の健康状態の確認や欠勤理由、感染者との接触の状況等を把握する。）
- ・ 地方公共団体の保健部局（発熱相談センター等）、近隣の医療機関との連絡体制

3) 感染防止策の検討

① 感染リスクの評価と感染防止策の検討

序章1(2)に示した基本的な新型インフルエンザの感染防止策に従い、対人距離の保持、手洗い、咳エチケット、職場の清掃・消毒、個人防護具（マスク、手袋等）の使用等により感染防止を行う。また、従業員等の感染をできる限り早期に発見し、他の従業員等に感染を拡大させないようにするとともに、従業員等が自らの責務を認識して日々管理できるようにすることが必要である。

感染防止策の検討にあたっては、職場（業務）ごとに感染者（疑い例を含む）との接近（2メートル以内）や不特定多数の者との接触の可能性などの感染リスクを評価し、感染者との接触機会を減らすための職場環境・勤務形態の見直しや、従業員等への個人防護具の着用等の感染防止策を新型インフルエンザの発生段階に応じ、あらかじめ検討しておき、必要な感染防止策を定めることが必要である。

感染リスクの評価は、収集運搬段階、処分段階等の処理現場でのリスク以外に、事務所内での業務も対象とするほか、家庭生活や通勤等を含めて検討することが望ましい。

また、感染リスクの評価を適宜実施し、必要に応じて感染防止策を見直すことが重要である。

② 事前準備

感染防止策の実効性を高めるため、職場で感染した可能性がある者が発見された場合を想定し、①で検討した内容等を踏まえ、以下のような事前準備を行う。

- ・ 職場における清掃や消毒等の感染防止策の実施や周知徹底に関する役割分担を行う。
- ・ 従業員等に対し、感染防止策の基本的事項（個人での感染予防や健康状態の把握、咳エチケット、マスクの常用、手洗い・うがいの励行等）について注意喚起を行う。
- ・ 感染防止策に必要な物資（個人防護具、消毒剤等）を備蓄する。
- ・ 現在、関係省庁対策会議において、廃棄物処理は社会機能の維持に関わる業種・職種として、新型インフルエンザワクチンの優先接種が検討されていることから、これらのワクチンの従業員等への接種についても検討する。

③ 廃棄物処理事業における感染防止策

廃棄物処理事業において想定される感染防止策（例）を表7 に例示する。

表7 廃棄物処理事業における感染防止策（例）

業務の内容	感染防止策（例）
収集運搬	・ 手袋、マスク等の個人防護具の使用 ・ 肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用 ・ 積卸し作業終了後の消毒薬（携行可能な速乾性擦式消毒用アルコール製剤等）による手指消毒の実施 ・ 事務所に戻った際の手洗い及び手指消毒、うがいの実施 ・ 運搬車両の定期的な清掃及び消毒の実施
処分	・ 廃棄物の手選別や運転席が開放された状態の重機の運転等、廃棄物に接触する作業員の個人防護具（手袋、マスク等）の使用 ・ 肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用 ・ 作業終了後の手洗い及び手指消毒、うがいの実施 ・ 施設等の定期的な清掃及び消毒の実施
事務所における業務	・ 接客や窓口業務等では、対人距離を保持するほか、マスク等の個人防護具の使用、手洗い及び手指消毒を実施（訪問者に対しても必要と思われる感染防止策を実施） ・ 訪問者の立入（場所、人数等）を制限 ・ 訪問者の氏名・住所の把握 ・ 従業員及び訪問者の出入口を限定し、事務所入室前の体温測定の実施（発熱がある場合、入室を禁止） ・ 事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施 ・ 訪問スペースへの手洗い場所の設置 ・ 窓口等でのガラス等の仕切りの設置 ・ 出張や会議の削減（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
その他	・ 出勤前の体温測定※ ・ ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の回避（時差出勤、在宅勤務等） ・ 通勤時のマスクの着用 ・ 人混みや繁華街への不要不急な外出を控える ・ 帰宅時の手洗い、うがいの徹底 ・ 体調管理（十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとり、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つ）

※ 体温測定によりインフルエンザ様症状（38 度以上の発熱、咳、全身倦怠感等）がある場合は出勤しない等の対応をとることが重要である。

4) 事業継続に重要な要素（人員、物資）の確保

新型インフルエンザ発生時の業務継続を実現するため、その継続に不可欠な要素（人員、物資）を洗い出し、あらかじめ確保するための方策を講じる。

① 人員計画の策定と人員の確保

新型インフルエンザの流行の波は約2 ヶ月間続き、その後、1 年以上にわたる複数の流行の波が生じることも想定されており、従業員本人の罹患や罹患した家族の看病等で、一時的には、相当数の従業員が欠勤することが予想されている。

そのため、当該事業者や取引事業者の従業員が長期にわたり多数欠勤した場合に備えて、人員の不足が生じた際にも廃棄物処理事業が継続できるよう、以下の観点を踏まえ、新型インフルエンザの発生段階に応じた人員計画をあらかじめ策定する等の対策を講じることが必要である。

＜人員の確保に関する検討事項（例）＞

- ・ 人員計画の策定に当たり、取引事業者や補助要員を含む業務運営体制について検討を行い、対策を講じる。
- ・ 従業員等が感染しても代替要員が重要業務を継続することができる人員計画を検討する。
- ・ 営業部門や内勤の業務よりも処理の実務に携わる人員を優先的に確保する。
- ・ 必要に応じて、退職者や他部署への異動者等の経験者、臨時の従業員等の採用等を検討する。

② 物資の確保

製造業者の事業自粛等により、燃料や薬剤等の廃棄物処理を行う上で必要な物資（消耗品）が不足することも考えられることから、調達困難となるおそれがあるものについては備蓄を増やす等の措置を検討する。

5) 事業継続に重要な要素（人員、物資）が不足した場合の対策

上記4)の対策を講じてもおも廃棄物処理事業の継続に必要な要素（人員、物資）が確保できない場合に備えて、事業継続を図る上での重要業務を発生段階ごとに特定し、業務の優先順位を決定しておく。

検討に当たっては、重要業務の継続に不可欠な取引事業者を洗い出し、当該取引事業者とともに必要な対策について検討を行うことも必要である。

併せて、事業継続という観点から、住民や排出事業者に対し、廃棄物の排出抑制について周知・要請することも有効である。

＜重要業務特定のための視点（例）＞

- ・ 職場で感染の疑いのある者が発見され自宅待機（10 日間以内）するケースを想定する。
- ・ 従業員の最大4 割程度が数週間にわたり欠勤するケースを想定し、継続すべき重要業務を絞り込んでおく。

＜廃棄物処理事業における重要業務（例）＞

区分	重要業務（例）
一般廃棄物	・ 不燃ごみや粗大ごみ、資源ごみの処理よりも、腐敗等の変質が生じやすい可燃ごみの処理を優先する。 ・ 内勤の業務や立入指導等の業務よりも処理の実務を優先する。 ・ 通常の収集業務に加えて独自の取組を行っている場合は、これらの取組よりも通常のごみ収集業務を優先する。
産業廃棄物	・ 国内流行期における排出者の事業継続等の状況を考慮し、医療機関から排出される感染性廃棄物等、国内流行期においても排出され続ける廃棄物の処理を優先する。（表8） ・ 安定型産業廃棄物よりも腐敗等の変質が生じやすい管理型産業廃棄物の処理を優先する。 ・ 営業部門や内勤の業務よりも処理の実務を優先する。

表8 排出業種を考慮して検討する際の注意事項（例）

業種	事業の継続性	廃棄物の排出
医療従事者（医療従事者、救急隊員、医薬品製造販売業者等）	機能低下を来した場合、地域住民の生命の維持に支障を来すため、国内流行期においても事業が継続される。	
治安維持関連（消防士、警察職員、自衛隊員、海上保安庁職員、矯正職員、法曹関係者等）	機能低下を来した場合、治安の悪化等により社会秩序の維持に支障を来すことから、国内流行期においても事業が継続される。	
ライフライン関連（電気事業者、上下水道関連事業者、ガス事業者、石油事業者、熱供給事業者、金融事業者、情報処理事業者、食料品・生活必需品製造販売事業者、鉄道業者、道路旅客・貨物運送業者、航空運送事業者（国内線関係）、水運業者（国内線関係）等	地域住民の最低限の生活維持のための情報提供に支障を来すため、国内流行期においても事業が継続される。	
報道・情報通信関連（報道機関、重要なネットワーク事業・管理を行う通信事業者等）	地域住民の最低限の生活維持のための情報提供に支障を来すため、国内流行期においても事業が継続される。	
一般住民	国内流行期も生活は維持される。	
上記以外の事業者	事業者の判断により経営上重要な業務のみが継続される。	国内流行期の事業継続の状況に応じて、廃棄物の排出量の減少等が考えられる。

6) 新型インフルエンザ発生後の対応

① 事業継続計画の実施

新型インフルエンザが発生した際に、策定した事業継続計画に従って、従業員の感染防止策及び事業継続のための対策を速やかに実施する。

② 従業員に感染者が発生した場合の対応

従業員に感染者が発生した場合、早期に業務に復帰できるよう、医療機関での早期治療等、適切な対応を講じることが必要である。

事業所で従業員が発症した場合、事業所内で他の従業員から隔離し、医療機関へ搬送するまでの待機場所を確保した上で、保健所等が設置する発熱相談センターに連絡し、その指示に従って対処する。

感染者の同居者や個人防護具を着用せずに感染者と接触した従業員についても、体温測定等、健康状態の確認を行い、万一、健康状態に異状を生じた場合には、速やかに発熱相談センターに連絡し、適切な対処を行う。

また、就業時間外に従業員に感染者が発生した場合も、同様の対処を行う。

7) 教育・訓練

各廃棄物処理事業者は、新型インフルエンザに関する正しい知識を習得し、従業員等への周知に努める。

特に感染防止策については、従業員等に対する指導・普及啓発を行うほか、新型インフルエンザの発生に備えた事業継続計画を円滑に実行できるよう教育・訓練を実施し、実際に新型インフルエンザが発生した際には全員が的確な行動をとれるよう、従業員等の意識を高めることが必要である。

＜訓練内容（例）＞

- ・ 海外発生期、国内発生早期（例：従業員等が発症したことを想定）、国内流行期等、複数の状況を想定した机上訓練
- ・ 感染防止策に関する習熟訓練（例：個人防護具の着用方法、出勤時の体温測定等）
- ・ 職場内で発症者が出た場合の対応訓練（発熱外来への連絡、医療機関への搬送、職場の消毒、濃厚接触者の特定等）
- ・ 幹部や従業員等が発症した場合を想定した代理者による重要業務の継続に係る模擬訓練

8) 点検・是正

各事業者は、事業継続計画の実効性を維持・向上させる観点から、定期的な計画の点検・是正を行うことが重要である。

また、実際に新型インフルエンザが発生した際に、本ガイドラインで想定したとおりに事態が進展するとは限らないため、国等が提供する情報を適宜入手し、必要に応じて計画を見直し、的確な行動をとることが重要である。

＜点検・是正の実施が必要な場合（例）＞

- ・ 監督官庁や保健所等との相談結果や、取引先との協議結果等への対応
- ・ 訓練を実施して対応上の課題が明らかになった場合
- ・ 感染防止策等に関して新たな知見を入手した場合

【参考資料】

新型インフルエンザに関する参考情報

○ 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/index.html>

● 新型インフルエンザ対策

<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

● 新型インフルエンザ対策行動計画

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/kettei/090217keikaku.pdf>

● 新型インフルエンザ対策ガイドライン

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/guide/090217keikaku.pdf>

- ・ 医療体制に関するガイドライン：P57～77
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン：P78～87
- ・ 事業所・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン：P89～126
- ・ 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン：P127～142
- ・ 情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン：P143～151
- ・ 参考1 新型インフルエンザ発生時の社会経済状況の想定（一つの例）：P161～174

● 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドラインの概要

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/0000199690.pdf>

○ 厚生労働省「新型インフルエンザ対策関連情報」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

● 新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ4 以降）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/09.html>

- ・ 医療施設等における感染対策ガイドライン（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/pdf/09-07.pdf>

● 新型インフルエンザに関するQ&A

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/02.html>

● 新型インフルエンザ対策に関するリンク

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/04.html>

○ 国立感染症研究所 感染症情報センター

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

● インフルエンザパンデミック

<http://idsc.nih.go.jp/disease/influenza/05pandemic.html>

● インフルエンザパンデミックに関するQ&A

<http://idsc.nih.go.jp/disease/influenza/pandemic/QAindex.html>

1. 新型コロナウイルスについて【知識編】その1

新型インフルエンザも新型コロナウイルス感染症も感染対策等は同じであるため、参考として（一財）日本環境衛生センター（公財）日本産業廃棄物処理振興センター作成「廃棄物処理施設業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」（令和2年5月発行）より抜粋引用・一部加筆修正

1. 新型コロナウイルスに関する基礎情報

新型コロナウイルスに関する基礎的な情報及び廃棄物処理事業者が事業を継続する上で講じるべき対策のうち他の業種と共通の対策について、厚生労働省による公表情報や「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）「4. 今後の行動変容に関する具体的な提言（2）業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」を基に整理した。

1-1 新型コロナウイルスの概要

「新型コロナウイルス」はコロナウイルスの一つである。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」ウイルスや2012年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれる。ウイルスにはいくつか種類があり、コロナウイルスは遺伝情報としてRNAをもつRNAウイルスの一種（一本鎖RNAウイルス）で、粒子の一番外側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持っている。自分自身で増えることはできないが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができる。
一般的には飛沫感染及び接触感染で感染する。

(1) 飛沫感染

感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の人がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染する。

(2) 接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつく。他の人がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻等を触ると、粘膜から感染する。なお、ウイルスは粘膜に入り込むことはできるが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけと言われている。物の表面についたウイルスは時間が経てば壊れてしまう。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われている。

集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件が重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられている。

また、3つの条件が重ならなくても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられている。また、激しい呼吸や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。

なお、発症した者だけでなく、無症状の者からの感染の可能性も指摘されていることから、自覚症状がなくても上述の感染リスクに留意することが重要である。

1-2 基本的な新型コロナウイルス対策

職場・オフィスにおける感染防止対策の取組が、社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の職場の特性に応じた感染リスクの評価を行い、それに応じた対策を講ずる。

1-2-1 感染リスクの評価の実施

従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

接触感染のリスク評価においては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。

飛沫感染のリスク評価においては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

1-2-2 基本的な対策

基本的な対策として人との接触を避け対人距離を確保（できるだけ2m（最低1m）を目安に）すること及びこまめに手洗いを実施し、マスクを着用することのほか、以下の対策が挙げられる。

なお、高齢者や持病のある者に感染した場合、重症化リスクが高いことから、これらの者が関係者に含まれる場合には、より慎重で徹底した対応を検討する。

(1) 従業員等の行動の工夫による対応

従業員及び入場者に対して手洗いや手指消毒の徹底、マスクの着用及び咳エチケットの慣行について呼び掛ける。あわせて、入口及び施設内に手指の消毒設備を設置し、手指消毒を実施しやすいよう環境を整備する。

従業員の通勤に関しては、従業員の健康管理・把握、発熱等の症状が見られる従業員への各種休暇制度の取得及び出勤自粛の奨励を行うとともに、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤及び自転車通勤等を推進する。

また、テレビ会議の活用等により出張による従業員の移動を減らす。朝礼等の従業員が集まる機会については、密閉された空間に従業員が密接・密集することがないように、テレビ会議の活用や参加人数の絞り込み等を行う。

この他、他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所については、工夫をすることにより、これを最低限にする。また、人と人が対面する場所に、アクリル板又は透明ビニールカーテンなどを設置し遮蔽する。ユニフォームや衣服についてはこまめに洗濯する。

(2) 施設の運用・管理の工夫等による対応

人々が密接・密集することがないように、施設への入場者数を管理する。また、特に発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は施設内に入らないように呼びかける。

さらに、複数の窓を同時に開けることなどによる施設の換気を行うとともに、複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。なお、消毒に関しては、始業前及び終業後等に市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃した後に清拭消毒を行う。

施設の場所毎では、トイレや休憩スペースが、特に感染リスクが高いと考えられるため、上述の消毒の他、特に以下のような取組を行う。

(トイレ)

- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

※便器内の清掃については、通常の方法で良い。

(休憩スペース)

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

※換気に関しては、使用中だけでなく常時換気することに努める。

(3) 清掃やごみの排出

備品のうち、手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。なお、手が触れることがない床や壁は、通常の清掃を行う。

また、廃棄物処理事業者が排出者として事務所等から排出する鼻水、唾液などが付いたごみはビニール袋に入れて密閉して縛り、マスクや手袋を着用して排出し、その後、石鹸と流水で手を洗う。

(4) 感染者が確認された場合や感染が疑われる場合の対応

従業員等に感染者が確認された場合には、保健所及び医療機関の指示に従う。また、感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させることを検討する。その際、感染者の人権に配慮し、感染者の個人名が関係者に特定されないことがないように留意する。

発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は毎日、健康状態を確認する。症状がなくなり、出社判断を行う際には、表1に示す目安3などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合（同居家族が陽性とされた場合を含む）、過去14日以内に政府から入国制限されている、又は入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航若しくは当該在住者との濃厚接触がある場合等には、各種休暇制度の取得又は在宅勤務の実施による自宅待機を指示する。

表1 熱や風邪症状を認める者の職場復帰の目安

次の1)及び2)の両方の条件を満たすこと

- 1) 発症後に少なくとも8日が経過している
- 2) 薬剤^{*}を服用していない状態で、解熱後および症状^{**}消失後に少なくとも3日が経過している

^{*}…解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤

^{**}…咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など

注) 「8日が経過している」：発症日を0日として8日間のこと

「3日が経過している」：解熱日・症状消失日を0日として3日間のこと

(「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」(第1版) (一般社団法人日本渡航医学会 公益社団法人日本産業衛生学会) 表2より引用・一部修正)

(5) その他の対応

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について事前に検討しておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

また、感染防止対策の重要性について従業員の理解を促進し、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や『新しい生活様式』の実践例を周知するなどして日常生活を含む行動変容を促す。

2. 廃棄物処理における感染予防対策

新型コロナウイルス感染症の一般的な感染経路は飛沫感染及び接触感染であり、これは新型インフルエンザと同様である。本章では、先に示した「新型コロナウイルスに関する基礎情報」に加え、新型コロナウイルス感染症への感染を予防する観点から廃棄物処理分野において講じられるべき対策について整理した。

2-1 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い排出される廃棄物の種類と性状

新型コロナウイルス感染症が発生した際には、主に医療機関や検査機関等からは、新型コロナウイルス感染症の診断、治療及び検査等に使用された医療器材等が感染性廃棄物として排出され、新型コロナウイルス感染症の感染者がいる一般家庭、事業所及び軽症者向けの宿泊療養施設からは、新型コロナウイルス感染者の呼吸器系分泌物（鼻水、痰等）が付着したティッシュや使用済みのマスク等が一般廃棄物又は産業廃棄物として排出される。

新型コロナウイルスの一般的な感染経路が飛沫感染及び接触感染であって、新型インフルエンザと同様であることを踏まえれば、新型コロナウイルスに係る廃棄物の処理を行う場合でも、新型インフルエンザ対策と同様に通常のインフルエンザに係る廃棄物の処理と同様の方法により処理することが可能であり、2-2廃棄物処理作業時の対策や2-3特定の排出源からの廃棄物の処理における対策に示す対策を講じることにより、作業員が新型コロナウイルスに触れることなく収集運搬及び処分すれば、作業員への感染を防止することができる。

2-2 廃棄物処理作業時の対策

廃棄物処理の作業を行う際の感染防止策としては、1-2-2基本的な対策に示した対策のうち特に実施すべき対策及びそれ以外の廃棄物処理の作業に当たって必要となる対策を、次に示す。

(1) 体制の整備

新型コロナウイルス対策を講じる上では、経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。その際、感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。また、国、地方自治体及び関係団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

本ガイドラインに記載されている事項のうち、従業員や顧客等が把握すべき事項の伝達方法（朝礼等の場での周知、施設内での掲示及びメール等による送付等）について検討し、伝達する。また、従業員が感染した場合の、社内外の関係者への連絡体制について事前に整備しておく。

(3) 新型コロナウイルスが付着している可能性のある廃棄物の処分の際の対策（作業前）

作業着に着替える時等には、他の人と十分な距離をとるとともに、更衣室の窓やドアを開けるなどして可能な範囲でこまめに換気する。

また、施設内でのごみの積卸し作業、設備・装置・機器等の保守点検作業、清掃・洗浄等の作業を行う際にウイルスが粘膜などに付着することを防止するために、手袋、ゴーグル（又はフェイスシールドや保護眼鏡）及びマスク等の個人防護具を使用するとともに、長袖・長ズボンの作業着を着用する。

（作業中）

作業の合間に複数人が手を触れる可能性がある場所、廃棄物又は個人防護具の外面など、ウイルスが付着している可能性のある物や汚水等に触れた場合は、手袋の表面

や手にウイルスが付着している可能性があるため、手洗いや手指消毒をせずに目、鼻及び口等の顔の粘膜に触れないように注意する。また、携帯電話、スマートフォン及びタブレットなど、通常であればウイルスの付着が想定されない箇所についても同様の注意を払う。

設備・装置・機器等の運転操作室、運転管理室及び中央制御室等の窓やドアを開放し、常に換気されている状態を保つ。複数人が同室で作業する場合は、必ずマスクを着用する。

なお、熱中症のリスクがある場合には、こまめな休憩及び水分補給が重要であるが、その際にも手袋を外し手洗いや手指又は手袋の消毒を実施する。

(作業後)

制御盤、操作盤のタッチパネル、ドアノブ及びエレベーターのボタン等の職員が共同で利用する設備・機器、使用した个人防护具のうち繰り返し使う物及び持ち歩いた携帯電話、スマートフォン及びタブレット等を、0.05%次亜塩素酸ナトリウムや70%の濃度のアルコールを用いて消毒する。

作業後等には、手洗い及び手指消毒を行う。

作業着を脱ぐ際や个人防护具を外す際には、裏返しで脱ぎ（又は外し）、マスク等の顔に着用する个人防护具を外す前に手洗いや手指消毒をする。个人防护具を外した後であって顔やその他のウイルスの付着が想定されない箇所を触る前に再度手指消毒をする。さらに必要に応じて顔を洗う。

着替えやシャワー等の際には、「作業前」と同様に他の人と十分な距離をとるとともに、更衣室の窓やドアを開けるなどして可能な範囲でこまめに換気する。

(4) その他の留意事項

休憩時には、他の人と十分な距離をとり近距離での会話等は控える。車内や屋内で休憩する場合には窓やドアを開けて換気する。

なお、屋外喫煙所や屋内の喫煙専用室が設けられている場合には、これらの場所では人と人との距離が近づかざるを得ない場合があるため、会話や携帯電話及びスマートフォン等による通話を慎む。

1. 新型コロナウイルスについて【知識編】その2

新型インフルエンザも新型コロナウイルス感染症も感染対策等は同じであるため、参考として環境省 環境再生・資源循環局 作成「廃棄物処理施設業における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和2年9月発行）より抜粋引用・一部修正を示す。

新型コロナウイルス感染症に関する基礎情報

1. 新型コロナウイルス感染症の概要

(1) 新型コロナウイルスとは

「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）」はコロナウイルスのひとつである。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれる。

ウイルスにはいくつか種類があり、コロナウイルスは遺伝情報としてRNAをもつRNAウイルスの一種（一本鎖RNAウイルス）で、粒子の一番外側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持っている。ウイルスは、自分自身で増えることはできないが、宿主となる生物の粘膜などの細胞表面に付着して、その細胞内に入り込んで増えることができる。

生体以外の物の表面に付いた新型コロナウイルスは時間がたてば壊れてしまうが、付着する物の種類によっては24時間～72時間くらい生存し感染する力をもつという報告がある。

(2) 新型コロナウイルス感染症について

世界保健機関（World Health Organization: WHO）によると、現時点において、潜伏期間は1～14日（一般的には5～6日）とされており、厚生労働省では、これらの情報も踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。また、新型コロナウイルスに感染すると、発熱、咳、鼻水や息苦しさといった呼吸器症状、頭痛、倦怠感などがみられる。軽症や治癒することも多いが、重症化する場合は、普通の風邪症状が出てから約5～7日程度で、症状が急速に悪化し、肺炎に至ると考えられている。特に、高齢や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する人では重症化するリスクが高いと考えられており、新型コロナウイルスによる肺炎が重篤化した場合は、人工呼吸器など集中治療が必要となり、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されている。

現時点では、新型コロナウイルス感染症のワクチンや季節性インフルエンザに対するような薬剤が存在せず、未だ不明な点が多い感染症である。

(3) 新型コロナウイルスの感染経路

一般的には、インフルエンザウイルスと同様の飛沫感染、接触感染に加え、マイクロ飛沫感染により伝播すると考えられている。

（飛沫感染）

感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の人がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染する。

（接触感染）

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつく。他の人がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染する。

（マイクロ飛沫感染）

マイクロ飛沫感染とは、微細な飛沫である5μm未満の粒子が、換気の悪い密室等において空気を漂い、少し離れた距離や長い時間において感染が起こる感染経路であり4、会話等の際に放出されるそのような小さな唾液粒子を吸い込むことにより感染が広がることが明らかとなっている。

(4) 一般的な感染防止・感染拡大防止策

（飛沫感染対策・マイクロ飛沫感染対策）

感染を予防するためには、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行わ

れる)という「3つの密」を避けること等が重要であり、人と人との距離をとること及び室内における換気を十分に行うことが有効であるほか、3つの密に該当しなくとも、不要不急の外出を避けることも有効である。さらに、外出時はマスクを着用する、咳エチケットを心掛けることで、自己のみならず、他人への感染を回避することが一般的な感染防止・感染拡大防止策となる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられている。激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。多くの場合、ライブハウス、スポーツジム、医療機関、さらに最近になって繁華街の接待を伴う飲食店等におけるクラスターでの感染拡大が指摘されている。

(接触感染対策)

石けんによる手洗いやアルコールによる手指消毒を行うことが重要である。手洗いは、たとえ流水だけであったとしても、ウイルスを流すことができるため有効であり、石けんを使った手洗いはウイルスを覆っている脂質膜(エンベロープ)を壊すことができるので更に有効である。手洗いの際は、指先、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残りやすいと言われており、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要である。また、流水と石けんでの手洗いができない場合は、手指消毒用アルコールも同様にウイルスの脂質膜を壊すことによって感染力を失わせることができる。また、手洗いや手指消毒前の手で口・鼻・目をこするなど顔面に触れないようにすることなども有効である。

(その他の対策)

十分な栄養、睡眠を取るとともに定期的に体温を測るなどの健康管理を心掛けることが重要である。

また、発症した者だけでなく、無症状のウイルス感染者からの感染の可能性も指摘されており、症状が明らかになる前から、感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘や研究結果も示されている。例えば、台湾における研究⁵では、新型コロナウイルス感染症は、発症前も含めて、発症前後の時期に最も感染力が高いとの報告がされている。このため、自覚症状がなくても上述の感染リスクに留意し不要不急の外出を避けるよう心掛けること等が、感染拡大防止のために重要である。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に数居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まる可能性がある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(厚生労働省のホームページより一部抜粋)

「新しい生活様式」の実践例

（１）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の３つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスク**を着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

（２）日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** □咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） □身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



密集回避



密接回避



密閉回避



換気



咳エチケット



手洗い

（３）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（４）働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成
（厚生労働省のホームページより一部抜粋）

廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策

1. 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の取扱いに関する留意点

(3) 廃棄物の処理等における留意点

廃棄物の収集、運搬、処分及びリサイクル並びにそれらの廃棄物処理に係る施設や設備等の維持管理・点検などにおける感染防止策としては、①処理作業等及び事務作業における共通の対策、②処理作業等における対策及び③事務作業における対策に分けられる。また、それぞれの感染防止策の具体例を表3に示す。

表3 廃棄物処理業者等における感染防止策の具体例

	感染防止策（例）
① 処理作業等及び事務作業における共通の対策	・ 新しい生活様式の実践 ・ 体調管理（十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとり、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つ）及び定期的な体温測定等による体調把握 ・ 出勤前の体温測定※ ・ ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の回避（時差出勤、自転車通勤、在宅勤務等） ・ 他人と共用する物品や複数の人が頻回に触れる箇所への消毒の実施（個々の従業員が占有することが可能な器具は、共有を避ける） ・ 通勤時のマスクの着用 ・ 人混みや繁華街への不要不急な外出の自重 ・ 帰宅時の手洗い、うがいの徹底 ・ ローテーション制（例えば二交代制等）の導入 ・ シフト制の導入や休憩時間をずらす等により、更衣室や休憩室等での密集を避ける
② 処理作業等における対策	《作業前》 ・ 朝礼や着替えの時等に他の人と十分な距離を取ることや、こまめに更衣室の窓やドアを開け換気するなど、3つの密を避ける ・ 手袋、マスク、ゴーグル、その他の個人防護具の適切な着用 ・ 肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用 《作業中》 ・ 素手で廃棄物に触らない、手袋の脱着時に素手で手袋の外表面や顔に触れない ・ 選別ライン等での対面での作業を避ける ・ こまめに手洗いや手指消毒等をする ・ 作業車の窓を解放し、換気する ・ 休憩時は、屋内・車内の場合は窓を開け、換気をするとともに、他の人と十分な距離を取り、マスクなしでの近距離での会話等は控える ・ 産業廃棄物処理業者においては、電子マニフェストの使用等により、紙マニフェスト等の書類の受渡しや荷物の積卸しの際の人との直接的な接触の機会をできるだけ減らす 《作業後》 ・ 運搬車両や施設等で手や防護服等が触れた箇所の清掃及び0.05%次亜塩素酸ナトリウムや70%濃度のアルコールを用いた消毒の実施 ・ 作業車については、運転席やハンドル、シート、ドアノブ、手すり、操作ボタン等を重点的に消毒 ・ 使用した手袋・ゴーグルをしっかりと消毒・洗浄 ・ スマートフォン、タブレット等の消毒 ・ 作業終了後の手洗いの徹底 ・ 作業着を脱いだり防護具を外したりするときは、外面に触れないよう裏返しながらい、脱いだ作業着は洗濯する ・ 着替え・シャワー等の際には、他の人と十分な距離を取る 《その他》 ・ ローテーション（例えば二交代制）を組むなど、可能な範囲で作業員の同時感染を防ぐ工夫をする

	感染防止策（例）
③事務作業における対策	- 接客や窓口業務等では、対人距離を保持するほか、マスク等の個人防護具の使用、手洗い及び手指消毒を実施（訪問者に対しても必要と思われる感染防止策を実施） - 訪問者の立入（場所、人数等）を制限 - 訪問者の氏名・住所の把握 - 従業員及び訪問者の出入口を限定し、事務所入室前の体温測定の実施（発熱がある場合、入室を禁止）、手指消毒用アルコール等の設置と消毒励行の旨の掲示 - 事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施 - 訪問スペースへの消毒や手洗いの場所を設置 - 窓口等でのガラスやプラスチック等の仕切りの設置 - 出張や会議の削減（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用） - やむを得ず外勤や出張する場合は、外勤・出張先の面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録 - 在宅勤務（テレワーク）の実施

※ 体温測定により新型コロナウイルス感染症が疑われる症状（発熱、咳、全身倦怠感等）がある場合は出勤しない等の対応をとることが重要である。

① 処理作業等及び事務作業における共通の対策

処理作業等及び事務作業における共通の対策としては、普段から、感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、マスクの着用及び手洗い）を含む新しい生活様式の実践を心がけることが重要である。また、十分に休養をとり規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つなど体調管理に留意するとともに、定期的に体温を測定しその把握に努めることも重要である。

さらに、ローテーション制を導入し出勤する職員の数を少なくするよう努めることや、公共交通機関を用いて通勤する際には、マスクを着用するとともに時差出勤等により通勤ラッシュを避けるなどの工夫をすること、家族に陽性の方が出るなどにより濃厚接触者とされた従業員には自宅待機してもらう等の対策も考えられる。

その他、他人と共用する物品等の消毒、人混みや繁華街への不要不急な外出の自重及び帰宅時の手洗い・うがい等の徹底が有効である。

② 処理作業等における対策

廃棄物の収集、運搬、処分及びリサイクル並びにそれらの廃棄物処理に係る施設や設備等の維持管理・点検などの従事者の感染防止策としては、以下の対策が有効であることから、作業内容や状況に応じて適切に対策を講じる必要がある。

- ・ 廃棄物の収集、運搬、手選別及び運転席が開放された状態の重機の運転などの廃棄物に接触する作業を行う際の手袋、マスクその他の個人防護具及び肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用（※なお、夏季には、熱中症にも留意し、感染対策を講じた上で、こまめな水分補給などの対策を実施すること）
- ・ 作業終了後の手洗い及び手指消毒等の実施
- ・ 運搬車両や施設等のうち手や手袋等の防護具が触れる箇所の清掃及び0.05%次亜塩素酸ナトリウムや70%の濃度のアルコールを用いた消毒の実施
- ・ 休憩、着替え及び車両による移動等の際の3密の回避、換気の実施並びにマスク未着用での近距離での会話の自重

医療機関向けのガイドにおいては、「ウイルスを含む飛沫が目、鼻、口の粘膜に付着するのを防ぐこと」及び「ウイルスが付着した手で目、鼻、口の粘膜と接触するのを防ぐこと」が感染防止策のポイントとされている。手袋、マスク等の個人防護具の必要性を判断する際には、これらの観点から適切に必要な防護具を判断することが重要である。なお、その他の個人防護具として、眼の保護具（ゴーグル、フェイスシールド、保護眼鏡など飛沫が直接眼に入ること防ぐことができるもの）が挙げられる。

なお、個人防護具を着用していても、素手で外面に触れないこと及び手袋等で顔の粘膜に触れないことに注意が必要である。また、脱衣時に裏返ししながら脱ぐことや着用時以外には個人防護具を袋に入れるなどしてウイルスが付着しないように保管することのほか、それぞれの動作の順序に留意することも重要である。

③ 事務作業における対策

事務作業における対策としては、可能な範囲で在宅勤務を実施することや、事務所内を定期的に清掃及び消毒することが重要である。

また、訪問者の立入を制限するとともに、訪問者の氏名を把握し、必要に応じて後に連絡できるようにしておくことや、訪問者に対して事務所入室前に体温測定を実施し、発熱がある場合には入室を禁止する等の対策も考えられる。

接客や窓口業務等を行う際には、従業員及び訪問者ともにマスクの着用及び手洗い・手指消毒の実施などの必要な感染防止策を実施するとともに、そのために必要な消毒液等を設置すること、また、対人距離の確保やガラス又はプラスチック等の仕切りの設置等の対策を講じることが有効である。

出張や会議を行う際には、電話会議やビデオ会議の活用を検討するとともに、やむを得ず出張等をする場合には、主張先の面会相手や移動経路等について記録しておく等の対策も考えられる。

2. 新型コロナウイルス感染症に伴う想定されるリスクと各主体が取るべき措置

基本的対処方針においては、「ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）」及び「廃棄物処理」は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務として位置付けられており、これらを行う及び支援する事業者は、緊急事態宣言時にも事業の継続が求められている。

通常、感染症の流行に備える際には、以下の図2のように、当該感染症の発生段階に応じて対策が講じられるが、新型コロナウイルス感染症は既に国内で発生しており、図2の国内流行期の感染拡大期以降の対応が求められる。なお、感染拡大期以降の対応を講じるためには、事業継続計画の策定など感染拡大期以前の段階の対策が必須であり、これらを講じていない者においては速やかに必要な対策を講じることが求められる。

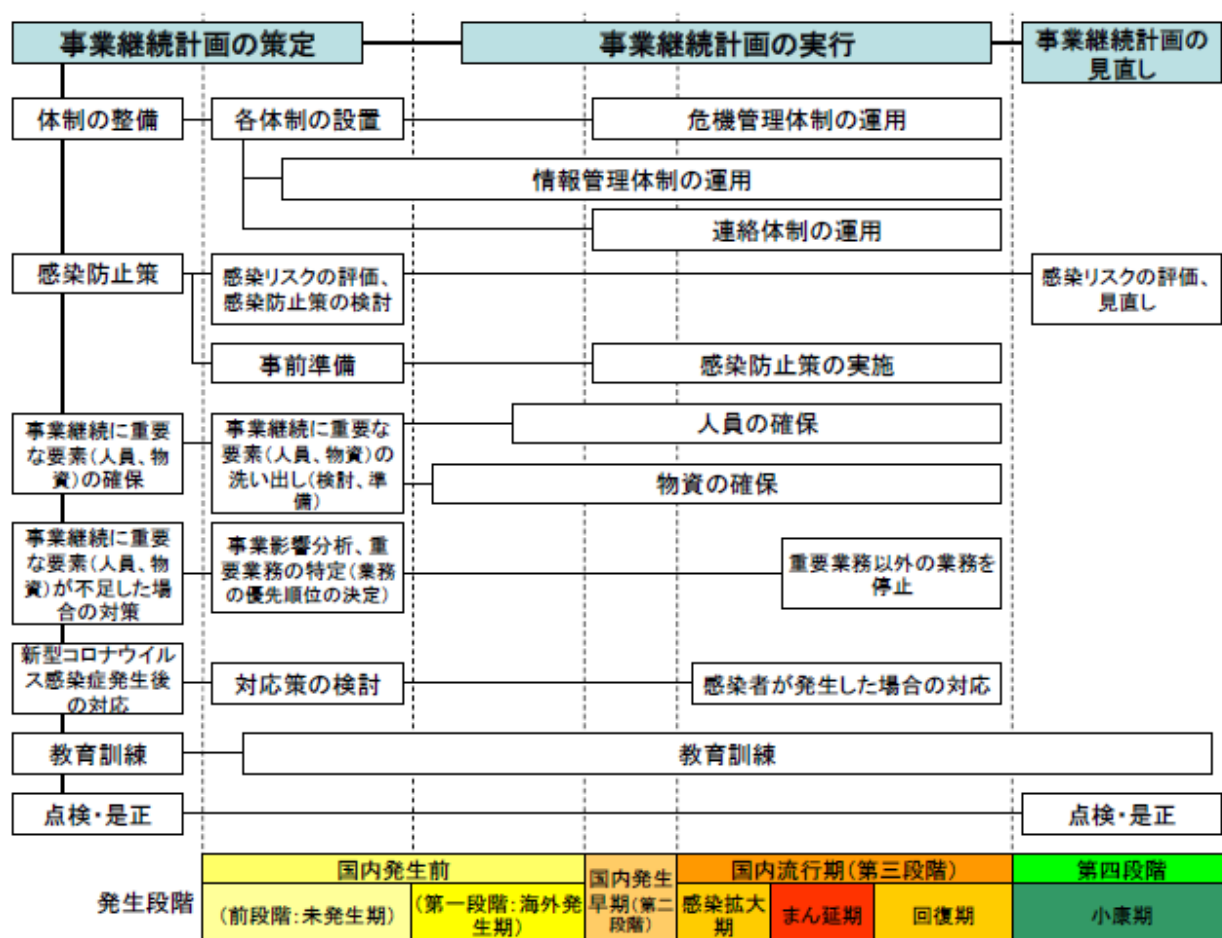


図2 事業継続計画の体系（例）

(2) 廃棄物処理業者等がとるべき措置

廃棄物処理業者等は、新型コロナウイルス感染症対策の体制の整備（②）、自らのリスクの評価及びその結果に応じた感染防止策の検討（③）並びに事業継続に重要な要素（人員や物資等）の確保（④）及びそれらが不足した場合の対策等の検討（⑤）等を行い、これらを事業継続計画としてとりまとめる（①）。また、従業員が新型コロナウイルスに感染した場合や国内で感染が拡大した場合等には、策定した事業継続計画にしたがって対応（⑥）する。さらに、従業員に対して教育・訓練（⑦）を実施し、定期的に事業継続計画の点検・改定（⑧）を行う。

① 事業継続計画の策定

事業継続計画の策定に当たっては、産業廃棄物処理業者は、産業医や産業保健推進センター等も活用しつつ、各都道府県等で策定している新型コロナウイルス感染症対策に係る計画の内容や自らの事業の規模等に応じて②から⑤までを実施し、その結果を事業継続計画として取りまとめることが重要である。一般廃棄物処理業者は、市町村と連携の上で②から⑤までを実施し、その結果を各市町村が作成する事業継続計画に反映させることが重要である。

その際、従業員及び事業の継続に必要な取引事業者の感染並びに事業への影響を最小限に抑えるために、できる限り事態の進展に応じたものとするのが重要である。

計画策定に当たっては、図2 事業継続計画の体系（例）を参考にすることが有用である。

② 体制の整備

(ア) 危機管理体制

従業員が新型コロナウイルスに感染した場合や国内で感染が拡大した場合等には的確かつ迅速な対応を図るため、あらかじめ危機管理体制について検討し整備する。その際、対策を実施するに当たっての意思決定方法を明確にするとともに、事業の継続や縮小、中止などの重要な判断を行うことができる責任者が関与した体制とする必要がある。

(イ) 情報管理体制

情報管理体制として、情報収集体制と連絡体制をあらかじめ検討し、事業継続計画に含める必要がある。

情報収集体制としては、国内外の新型コロナウイルス感染症の発生状況や公共サービスに関する情報を、国、地方公共団体等から収集する体制を整備する必要がある。正確な情報を迅速に入手するための情報収集先をあらかじめ決めておくことが重要である。

<収集すべき情報（例）>

- ・ 感染症が発生している地域や感染拡大状況
- ・ 感染症の概要（病原性、治療方法、感染力等）
- ・ 地域における感染症の医療対応・社会対応に関する情報（医療体制、都道府県の保健部局による取組内容等）
- ・ 電力や石油、水道等の廃棄物処理に必要なライフラインの稼働状況
- ・ 廃棄物処理に必要な物資の供給状況等

また、緊急時における事業者内外の連絡体制を事前に整備しておく必要がある。

<整備すべき連絡体制（例）>

- ・ 意思決定に必要な情報を責任者に伝達するための体制
- ・ 責任者による決定事項等、重要な情報を従業員等に伝達するための体制
- ・ 事業者内部及び取引事業者との緊急時の連絡体制（緊急連絡網等）
- ・ 従業員等の感染状況を把握するための安否確認に関する連絡体制（従業員及びその家族等の健康状態の確認や欠勤理由、感染者との接触の状況等を把握する。）
- ・ 地方公共団体の保健部局（帰国者・接触者相談センター等）、近隣の医療機関との連絡体制等健康状態の確認や欠勤理由、感染者との接触の状況等を把握する。）
- ・ 地方公共団体の保健部局（帰国者・接触者相談センター等）、近隣の医療機関との連絡体制等

③ 感染リスクの評価と感染防止策の検討

感染防止策の検討に当たっては、不特定多数の者との接触の可能性などの感染リスクを評価し、そのリスクに応じた対策を、表3廃棄物処理業者等における感染防止策の具体例を参考にしつつあらかじめ検討しておく必要がある。感染リスクの評価においては、着替え、収集運搬、処分及び休憩等の処理現場でのリスク以外に、事務所内でのリスクもその対象とするほか、従業員の家庭生活や通勤等におけるリスクも含めて評価することが望ましい。また、感染リスクの評価結果を適宜見直し、必要に応じて感染防止策も見直すことが重要である。また、感染防止策を円滑に実施するため、対策実施時の役割分担についても事前に検討しておくことが重要である。

④ 事業継続に重要な要素（人員、物資）の確保

従業員が新型コロナウイルスに感染した場合や国内で感染が拡大した場合等であっても業務を継続するため、あらかじめ、そのために不可欠な要素（人員、物資）を洗い出し、必要数を確保する必要がある。

（ア）人員計画の策定と人員の確保

従業員が新型コロナウイルスに感染した場合や国内で感染が拡大した場合等（従業員が罹患した家族を看病する場合を含む）には、一時的に、相当数の従業員が欠勤する可能性がある。そのため、自社や取引事業者の従業員が長期にわたり多数欠勤する場合であっても廃棄物処理事業が継続できるよう、以下の事項を検討の上で人員計画をあらかじめ策定し、人員確保に努める必要がある。

なお、その際、営業部門や内勤の業務よりも処理の実務に携わる人員を優先的に確保する。

<検討事項>

- ・ 取引事業者や補助要員を含む業務運営体制全体での必要な人員
- ・ 全ての業務の最低限必要な人員数、不足した場合の補充先
- ・ 従業員等が感染した場合の代替要員による重要業務の実施可能性
- ・ （必要に応じて）退職者や他部署に異動済みの経験者、臨時の従業員等の採用等
- ・ （資格が必要な業務）他の有資格者の追加的配備

（イ）物資の確保

必要な物資の製造業者の事業自粛及び例えばマスク等の急激な需要の増加等により、燃料、薬剤及びマスク等の物資や防護具が不足するおそれがあることから、調達困難となるおそれがあるものについては事前に備蓄を増やす等の措置を講じる必要がある。

⑤ 事業継続に重要な要素（人員、物資）が不足した場合の対応の検討

上記④の対策を講じてもなお廃棄物処理事業の継続に必要な要素（人員、物資）が確保できない場合に備えて、表4廃棄物処理事業における重要業務についての考え方（例）を参考に、あらかじめ、事業継続を図る上で特に重要な業務を特定し、業務の優先順位を考慮した段階的な業務縮小計画や、事業者や事務所単位で活動不能になった場合の対応などを検討しておく必要がある。その際、職場で感染の疑いのある者が発見されその周囲の職員が自宅待機する必要がある場合も考慮に入れる。

なお、検討に当たっては、表5排出者の業種毎の注意事項（例）を参考に、重要な業務の継続に不可欠な取引事業者を洗い出し、関係する取引事業者とともに必要な対策について検討を行うことも重要である。

表 4 廃棄物処理事業における重要業務についての考え方（例）

区分	重要業務についての考え方（例）
産業廃棄物	- 排出事業者の事業継続等の状況を考慮し、医療機関から排出される感染性廃棄物等、国内で感染が拡大する場合等でも排出される廃棄物の処理を優先する。（表 5） - 安定型産業廃棄物よりも腐敗等の変質が生じやすい管理型産業廃棄物の処理を優先する。 - 営業部門や内勤の業務よりも処理の実務を優先する。
一般廃棄物	- 不燃ごみや粗大ごみ、資源ごみの処理よりも、腐敗等の変質が生じやすい可燃ごみの処理を優先する。 - 内勤の業務よりも処理の実務を優先する。 - 施設への直接搬入物の処分よりも、収集した廃棄物の処分を優先する。 - 通常の収集業務に加えて独自の取組を行っている場合は、これらの取組よりも通常の廃棄物収集業務を優先する。

表 5 排出者の業種毎の注意事項（例）

業種	事業の継続性	廃棄物の排出
医療従事者（医療従事者、救急隊員、医薬品製造販売業者等）	機能低下を来した場合、地域住民の生命の維持に支障を来すため、国内で感染が拡大する場合でも事業が継続される。	国内で感染が拡大する場合でも廃棄物が排出され続ける。
治安維持関連（消防士、警察職員、自衛隊員、海上保安庁職員、矯正職員、法曹関係者等）	機能低下を来した場合、治安の悪化等により社会秩序の維持に支障を来すことから、国内で感染が拡大する場合でも事業が継続される。	
ライフライン関連（電気事業者、上下水道関連事業者、ガス事業者、石油事業者、熱供給事業者、金融事業者、情報処理事業者、食料品・生活必需品製造販売事業者、鉄道業者、道路旅客・貨物運送業者、航空運送事業者（国内線関係）、水運業者（国内線関係）等）	機能低下を来した場合、地域住民の最低限の生活の維持に支障を来すため、国内で感染が拡大する場合でも事業が継続される。	
報道・情報通信関連（報道機関、重要なネットワーク事業・管理を行う通信事業者等）	地域住民の最低限の生活維持のための情報提供に支障を来すため、国内で感染が拡大する場合でも事業が継続される。	
一般住民	国内で感染が拡大する場合でも生活は維持される。	緊急事態宣言下や外出自粛が求められた場合は廃棄物の排出量の増加の可能性がある。
上記以外の事業者	事業者の判断により経営上重要な業務のみが継続される。	事業継続の状況に応じて、廃棄物の排出量の減少等が考えられる。

⑥ 従業員が新型コロナウイルスに感染した場合や国内で感染が拡大した場合等の対応

従業員が新型コロナウイルスに感染した場合や国内で感染が拡大した場合等には、策定した事業継続計画に従って、従業員の感染防止策及び事業継続のための対策を速やかに実施する。具体的には以下のような対応が考えられる。

- ・ 事業所で従業員が発症した場合、事業所内で他の従業員から隔離し、医療機関へ搬送するまでの待機場所を確保した上で、保健所等が設置する帰国者・接触者相談センターに連絡し、その指示に従って対処する。
- ・ 個人防護具を着用せずに感染者と接触した従業員や、感染者の同居者についても、体温測定など、健康状態の確認を行い、万一、健康状態に異状が見受けられる場合には、速やかに帰国者・接触者相談センターに連絡し適切な対処を行う。
- ・ 就業時間外に従業員に感染者が発生した場合も、同様の対処を行うよう従業員を指導する。なお、COCOA等のアプリなどを活用することにより、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができる。
- ・ 感染者との濃厚接触が疑われる場合（同居家族が陽性とされた場合等を含む）には、各種休暇制度の取得又は在宅勤務の実施による自宅待機を指示する。過去14日以内に政府から入国制限されている、又は入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航若しくは当該在住者との濃厚接触がある場合等も同様とする。
- ・ 事業継続が困難な場合には、必要に応じて住民や排出事業者に対し、廃棄物の排出抑制について周知・要請する。
- ・ 国内での感染の拡大を受けて個人防護具の不足が見込まれる場合には、「廃棄物処理施設の点検及び機能検査における防護服の使用節減の徹底等について（通知）」25を参照の上、目的に応じて洗濯可能な作業着を活用することや、防護服の着用が必要な作業人数の合理化、緊急性の低い作業の延期など、合理的な範囲でその使用の節減を図り、さらに、その使用が必要となる各種法令に基づく点検・検査等の頻度の緩和措置も考慮に入れて、更なる節減を徹底する。

⑦ 教育・訓練

廃棄物処理業者は、従業員に対して新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を周知するよう努める。特に感染防止策について従業員等に対する指導・普及啓発を行う。また、新型コロナウイルス感染症の発生に備えた事業継続計画を円滑に実行できるよう教育・訓練を実施し、従業員等の意識を高めることが必要である。

＜訓練内容（例）＞

- ・ 感染防止策に関する習熟訓練（個人防護具の着脱方法、出勤時の体温測定等）
- ・ 職場内で発症者が出た場合の対応訓練（発熱外来への連絡、医療機関への搬送、職場の消毒、濃厚接触者の特定等）
- ・ 幹部や従業員等が発症した場合を想定した代理者による重要業務の継続に係る模擬訓練

⑧ 事業継続計画の点検・改定

廃棄物処理業者は、事業継続計画の実効性を維持・向上させる観点から、②で収集された情報等を基に定期的に事業継続計画の点検を行い、必要に応じて改定する。

＜点検・改定の実施が必要な場合（例）＞

- ・ 監督官庁や保健所等との相談結果や、取引事業者との協議結果等に進展がある場合
- ・ 訓練を実施して課題が明らかになった場合
- ・ 感染防止策等に関して新たな知見を入手した場合

(参考資料 3) 今回の新型コロナウイルス感染症の発生下での
廃棄物処理施設での対応に関するアンケート結果 (抜粋)
(対象・環維協会員会社運転維持管理受託事業所)
安全衛生部会関連調査グループ・令和 2 年 10 月実施

アンケート配布数 812 事業所 回答数 804 事業所 回収率 99.01%

事業所の構成人数

5 人以下	6～10 人	11～20 人	21～30 人	31～49 人	50 人以上	合計事業所数
186	116	131	141	181	49	804
23%	14%	16%	18%	23%	6%	100%

事業所の種類

汚泥再生	資源化	粗大ごみ	焼却・溶融	最終処分	産廃	合計事業所数
181	66	32	452	68	5	804
23%	8%	4%	56%	8%	1%	100%

1. 緊急事態宣言時に入手困難だった物品 (複数回答)

使い捨て不織布マスク	734	19%	左記以外に入手困難だった物品 ・ ウェットティッシュ (アルコール入り) ・ ペーパータオル、トイレットペーパー ・ ティッシュペーパー、消毒薬スプレー容器 ・ うがい薬、マスク用ガーゼ、空間除菌薬 ・ 洗濯用洗剤、体温計用電池、保護メガネ ・ 飛沫防止用カーテン材料 ・ 仕切り用アクリル板 等、他
洗えるマスク	242	6%	
フェイスシールド	113	3%	
塩素系消毒剤	263	7%	
アルコール系消毒剤	680	17%	
手洗い用洗剤	320	8%	
非接触型体温計	38	10%	
接触型体温計	289	7%	
使い捨て手袋	299	8%	
化学防護服 (タイベックス®等)	290	7%	
防じんマスク	176	4%	
防じんマスク用フィルター	131	3%	
回答合計	3920	100%	

2. 新型コロナウイルス予防対策 (複数回答)

マスク常時着用	554	11%	左記以外の予防対策 ・ 共有部分の定期消毒 (中央操作盤、見学者 通路手摺、キーボード、マウス、電卓、机、 椅子、引き出し、ドアノブ、無線機等) ・ 3 密回避 (会議や昼食等の分散と時差開催、 対人距離の確保、室内の換気実施) ・ 引継ぎの時間短縮、人数制限、電話や無線 機等使用)、各人立位置指定 ・ 更衣室の同時使用の人数制限 ・ ペーパータオル使用、空間除菌剤設置 ・ 班単位少数人数での業務遂行 ・ 来場者管理 (マスク着用、体温測定) 実施 ・ 県外出張自粛、不要不急の外出自粛 等、他
消毒剤による手の消毒	756	16%	
洗剤による手洗い	649	14%	
フェイスシールド着用	120	3%	
体温測定	707	15%	
時差出勤	46	1%	
咳エチケットの励行	556	12%	
感染症対策のポスター掲示	474	10%	
机の間隔を開ける、パーティシ ョンの設置	403	9%	
窓・ドアを開けて換気	478	10%	
回答合計	4736	100%	

3. 新型コロナウイルス対策として常備している物品（複数回答）

使い捨て不織布マスク	733	18%	左記以外に常備している物品 ・ ウェットティッシュ（アルコール入り） ・ ペーパータオル、トイレットペーパー ・ ティッシュペーパー、消毒薬スプレー容器 ・ うがい薬、マスク用ガーゼ、空間除菌薬 ・ 自動式や足踏み式手指消毒噴霧器 ・ 血中酸素飽和度測定器 ・ 飛沫防止用カーテン材料 ・ 仕切り用アクリル板、簡易パーティション ・ 扇風機（工業用、家庭用）、高圧洗浄機等、他
洗えるマスク	99	2%	
フェイスシールド	248	6%	
塩素系消毒剤	404	10%	
アルコール系消毒剤	714	17%	
手洗い用洗剤	672	16%	
非接触型体温計	456	11%	
接触型体温計	372	9%	
使い捨て手袋	489	12%	
回答合計	4187	100%	

4. 会社からの使い捨て不織布マスク支給状況（緊急事態宣言時）

あり	648	91%
なし	155	19%
回答合計	803	100%

5. 支給された不織布マスクの量（日数換算）

～1週間分	27	4.3%	左記以外 ・ 不織布マスク 6月 40枚/人、10月 100枚/人 ・ なくなり次第本社より支給 ・ 運営会社より千枚程度、自治体より数百枚支給 ・ マスク代として5千円支給等、他
1～2週間分	53	8.4%	
2～4週間分	127	20.2%	
1ヵ月分以上	422	67.1%	
回答合計	629	100%	

6. 安全衛生委員会開催状況

通常通り開催	538	69%
書面開催	168	21%
通常より期間をあけて開催	76	10%
回答合計	782	100%

7. 安全衛生会議を開催するうえで工夫していること（複数回答）

座席の間隔を開ける	427	32.6%	左記以外に工夫していること ・ パーティションの設置 ・ 広い会議室や屋外にて開催 ・ マスク着用、手指消毒、使用机椅子の消毒 ・ 参加者の体温測定、体調チェック ・ 1回で実施していたのを2回に分けて実施等、他
参加人数を厳選	112	8.6%	
窓・ドアを開け換気	446	34.1%	
時間の短縮	301	23.0%	
リモート開催	5	0.4%	
フェイスシールド着用	17	1.3%	
回答合計	1308	100%	

8. 安全パトロール実施状況

今まで通り実施	623	78%	未開催だが工夫していること ・ 朝の打ち合わせで作業内容における危険箇所、危険作業の払い出しを行いカバーしている ・ 機器現場点検時に安パトを含め巡視等、他
実施予定あり	146	18%	
未開催（工夫している）	28	4%	
回答合計	797	100%	

9. 安全パトロール時に工夫していること

人数を減らし実施	136	27%	・ パトロール場所範囲を限定し短時間で実施 ・ 所長や安全担当が1名で実施
事業所員のパトロールのみ実施	366	73%	

回答合計	502	100%	等、他
------	-----	------	-----

10. 通常の熱中症対策以外で行っていること（複数回答）

人との距離をとれる場所ではマスクを外す	355	26%	左記以外の対応 ・ 外気温 35℃を超える日は、屋外作業中止または午前中に実施 ・ 携帯酸素、瞬間冷却スプレー常備 ・ 作業時間短縮、休憩の回数増等、他
窓・ドアを開放したままエアコンをつける	399	29%	
エアコンの設定温度を通常より下げる	241	18%	
サーキュレーター等を使った換気	150	11%	
特に変わったことはしていない	220	16%	
回答合計	1365	100%	

11. 受付業務を行っているか

ある	273	34%
ない	523	66%
回答合計	796	100%

12. 受付業務における新型コロナウイルス対策

搬入者のマスク着用	82	23%	左記以外の対応 ・ 受付はビニール袋シートやアクリル板にて仕切り、定期的に換気と消毒を実施 ・ 使用毎に受付用紙（ラミネート）、カード、ボールペン等は消毒実施 ・ 受付業務従事者のマスク、使い捨て手袋の着用と受付機器の消毒実施 ・ マスク、検温の協力のお願い看板設置（客先）等、他
搬入者の手指消毒	22	6%	
搬入者の体温測定	5	1%	
受付業務従事者のフェイスシールド着用	63	18%	
サーキュレーター等による換気	37	11%	
エリア分けの実施	140	40%	
回答合計	349	100%	

13. 受付業務で手数料を領収しているか

領収している	244	33%
領収していない	493	67%
回答合計	737	100%

14. 手数料領収時の新型コロナウイルス対策（複数回答）

搬入者のマスク着用	58	10%	左記以外の対応 ・ 受付業務従事者はマスク、使い捨て手袋の着用し適時消毒実施 ・ 紙幣、硬貨に触れた後は手指消毒 ・ 搬入する住民へマスク着用と手指消毒のお願い看板設置（客先） ・ アルコール消毒液設置 ・ 自動精算機使用等、他
搬入者の手指消毒	21	3%	
搬入者の体温測定	4	1%	
受付業務従事者のフェイスシールド着用	49	8%	
金銭收受時の「トレイ」使用	148	24%	
金銭收受窓口にビニールシート等を設置	157	26%	
職員のフェイスシールド着用	22	4%	
使用備品類の除菌	148	24%	
回答合計	607	100%	

15. 新型コロナウイルス禍での受付業務における心配事（複数回答）

搬入者が感染防止策を取っていない	200	33%	左記以外 ・ 多数の住民との接するため感染への恐怖からストレスがたまる ・ マスク着用のため聞こえないと搬入者が怒る ・ 来場者にマスク着用を声掛けすると罵声を浴びせられる ・ ごみの増加が目立った
マスクや手袋が必要な数揃わない	33	6%	
通常時より搬入回数が多くなった	226	38%	
所員を通常より多く配置しなければならなかった	48	8%	
搬入者同士のトラブルが起こりそうだった	11	2%	
選別が必要なごみが多かった	65	11%	
金銭出納業務に時間がかかった	12	2%	

回答合計	600	100%	等、他
------	-----	------	-----

16. 外部講習等の順延や中止により事業所運営に影響があったか

あった	149	19%
なかった	652	81%
回答合計	801	100%

17. 在宅勤務を実施しているか

実施している	45	6%
実施していない	747	94%
回答合計	792	100%

17. どの業務に従事する所員が在宅勤務を実施しているか

(汚泥再生) ・プラントの運転管理職員を2班に分け1週間ごとに交替勤務を実施 ・正・副責任者を午前、午後の交代勤務 ・緊急事態発効時は、一部運転従事者を自宅待機(勤務扱い)とした (資源化) ・管理業務従事者を在宅勤務とした (最終処分) ・事業所全員が交代で在宅勤務を実施 ・事務従事者を在宅勤務とした ・運転管理員と清掃員に対して実施	(焼却・溶融) ・常昼勤者でホームワークが可能なクレーン、電気計装、資材管理、事務スタッフ等8名を対象に実施 ・事務系のみ実施 ・班長、副班長のみ1週間の在宅勤務(延べ2カ月)実施 ・所長、操業主任を週1回在宅勤務 ・役所のBCP発動時に運転員の人数を減らして、減らした運転員を在宅勤務とした ・所長、操業技術主任、設備技術主任、点検員、機動員(プラットホーム、クレーン、資材受入、補修整備、操業補欠)、事務員に対して在宅勤務を実施
--	--

18. 新型コロナウイルスに感染した事業所員がいたか

いた	3	0.4%
いなかった	798	99.6%
回答合計	801	100%

19. 新型コロナウイルス感染が疑われる際のPCR検査体制

当該者が検査	670	97%	その他 ・他府県からの応援出張者の帰省等でPCR検査実施(会社費用負担)
会社が費用を負担し検査	19	3%	
回答合計	689	100%	

20. 新型コロナウイルス対策マニュアルの策定状況

会社全体でマニュアルを策定	591	70%
事業所独自にマニュアルを策定	219	26%
マニュアルを策定していない	35	4%
回答合計	845	100%

21. 客先から新型コロナウイルス対策を求められたか

はい	517	100%
いいえ	0	0%
回答合計	517	100%